

令和 6 年 第 1 回 中 泊 町 議 会 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号 (3月7日)

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
出席説明員	3
職務のため出席した事務局職員	3
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
日程第 4 報告第 1 号から日程第 4 0 議案第 3 4 号まで	5
・ 報告第 1 号 専決処分した事項の報告 (損害賠償の額の決定について)	
・ 報告第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和 5 年度中泊町一般会計補正予算第 9 号について)	
・ 報告第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件 (令和 5 年度中泊町一般会計補正予算第 1 0 号について)	
・ 議案第 1 号 令和 6 年度中泊町一般会計予算について	
・ 議案第 2 号 令和 6 年度中泊町国民健康保険特別会計予算について	
・ 議案第 3 号 令和 6 年度中泊町介護保険事業特別会計予算について	
・ 議案第 4 号 令和 6 年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について	
・ 議案第 5 号 令和 6 年度中泊町水道事業特別会計予算について	
・ 議案第 6 号 令和 6 年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について	
・ 議案第 7 号 令和 6 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について	
・ 議案第 8 号 中泊町奨学金返還支援基金条例の制定について	
・ 議案第 9 号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	
・ 議案第 1 0 号 中泊町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正について	

- ・議案第 1 1 号 中泊町介護保険条例の一部改正について
- ・議案第 1 2 号 中泊町地域包括支援センター設置条例の一部改正について
- ・議案第 1 3 号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- ・議案第 1 4 号 中泊町公民館条例の一部改正について
- ・議案第 1 5 号 中泊町水道事業給水条例の一部改正について
- ・議案第 1 6 号 中泊町老人福祉センター条例の廃止について
- ・議案第 1 7 号 中泊町地域集会所条例の一部改正について
- ・議案第 1 8 号 中泊町保健センター条例の廃止について
- ・議案第 1 9 号 令和 5 年度中泊町一般会計補正予算第 1 1 号について
- ・議案第 2 0 号 令和 5 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号について
- ・議案第 2 1 号 令和 5 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 4 号について
- ・議案第 2 2 号 令和 5 年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号について
- ・議案第 2 3 号 令和 5 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号について
- ・議案第 2 4 号 令和 5 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について
- ・議案第 2 5 号 令和 5 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 5 号について
- ・議案第 2 6 号 中泊町教育委員会委員の任命について
- ・議案第 2 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件
- ・議案第 2 8 号 中泊町小説「津軽」の像記念館に係る指定管理者の指定について
- ・議案第 2 9 号 主要農業施設に係る指定管理者の指定について
- ・議案第 3 0 号 工事請負変更契約の締結について
- ・議案第 3 1 号 工事請負変更契約の締結について
- ・議案第 3 2 号 工事請負変更契約の締結について
- ・議案第 3 3 号 債権の放棄について

・議案第34号 債権の放棄について

日程第41 予算特別委員会の設置	14
散会の宣告	14

第2号 (3月11日)

議事日程	15
出席議員	15
欠席議員	15
出席説明員	15
職務のため出席した事務局職員	16
開議の宣告	17
日程第1 一般質問	17
1番 鈴木長一郎議員	17
3番 成田直人議員	19
6番 荒関富雄議員	24
2番 田中 洋議員	32
5番 塚本悦子議員	36
散会の宣告	40

第3号 (3月15日)

議事日程	41
出席議員	43
欠席議員	43
出席説明員	43
職務のため出席した事務局職員	43
開議の宣告	45
日程第1 報告第2号	45
・報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求める件 (令和5年度中泊町一般会計補正予算第9号について)	
日程第2 報告第3号	46

- ・報告第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件

(令和 5 年度中泊町一般会計補正予算第 10 号について)

日程第 3 議案第 1 号から日程第 9 議案第 7 号まで 4 9

- ・議案第 1 号 令和 6 年度中泊町一般会計予算について
- ・議案第 2 号 令和 6 年度中泊町国民健康保険特別会計予算について
- ・議案第 3 号 令和 6 年度中泊町介護保険事業特別会計予算について
- ・議案第 4 号 令和 6 年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について
- ・議案第 5 号 令和 6 年度中泊町水道事業特別会計予算について
- ・議案第 6 号 令和 6 年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について
- ・議案第 7 号 令和 6 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について

日程第 10 議案第 8 号 6 0

- ・議案第 8 号 中泊町奨学金返還支援基金条例の制定について

日程第 11 議案第 9 号 6 1

- ・議案第 9 号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第 12 議案第 10 号 6 2

- ・議案第 10 号 中泊町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正について

日程第 13 議案第 11 号 6 3

- ・議案第 11 号 中泊町介護保険条例の一部改正について

日程第 14 議案第 12 号 6 5

- ・議案第 12 号 中泊町地域包括支援センター設置条例の一部改正について

日程第 15 議案第 13 号 6 6

- ・議案第 13 号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

日程第 16 議案第 14 号 6 7

- ・議案第 14 号 中泊町公民館条例の一部改正について

日程第 17 議案第 15 号 6 9

- ・議案第 15 号 中泊町水道事業給水条例の一部改正について

日程第 18 議案第 16 号 7 0

- ・議案第 16 号 中泊町老人福祉センター条例の廃止について

日程第 19 議案第 17 号 7 0

・議案第 17 号 中泊町地域集会所条例の一部改正について	
日程第 20 議案第 18 号	7 1
・議案第 18 号 中泊町保健センター条例の廃止について	
日程第 21 議案第 19 号	7 2
・議案第 19 号 令和 5 年度中泊町一般会計補正予算第 1 1 号について	
日程第 22 議案第 20 号	7 8
・議案第 20 号 令和 5 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号につい て	
日程第 23 議案第 21 号	8 0
・議案第 21 号 令和 5 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 4 号につい て	
日程第 24 議案第 22 号	8 2
・議案第 22 号 令和 5 年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号に ついて	
日程第 25 議案第 23 号	8 3
・議案第 23 号 令和 5 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号に ついて	
日程第 26 議案第 24 号	8 4
・議案第 24 号 令和 5 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号につ いて	
日程第 27 議案第 25 号	8 6
・議案第 25 号 令和 5 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 5 号について	
日程第 28 議案第 26 号	8 7
・議案第 26 号 中泊町教育委員会委員の任命について	
日程第 29 議案第 27 号	8 8
・議案第 27 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件	
日程第 30 議案第 28 号	8 9
・議案第 28 号 中泊町小説「津軽」の像記念館に係る指定管理者の指定につい て	
日程第 31 議案第 29 号	9 0

・議案第 29 号 主要農業施設に係る指定管理者の指定について	
日程第 32 議案第 30 号	9 2
・議案第 30 号 工事請負変更契約の締結について	
日程第 33 議案第 31 号	9 3
・議案第 31 号 工事請負変更契約の締結について	
日程第 34 議案第 32 号	9 4
・議案第 32 号 工事請負変更契約の締結について	
日程第 35 議案第 33 号	9 5
・議案第 33 号 債権の放棄について	
日程第 36 議案第 34 号	9 6
・議案第 34 号 債権の放棄について	
日程第 37 発議第 1 号	9 7
・発議第 1 号 中泊町議会基本条例の制定について	
日程第 38 発議第 2 号	9 8
・発議第 2 号 議員派遣について	
日程第 39 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について	9 9
閉会の宣告	9 9
署 名	1 0 1

第 1 回中泊町議会定例会

令和 6 年 3 月 7 日（木曜日）

○議事日程 第 1 号

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 町長提案理由の説明
- 4 報告第 1 号 専決処分した事項の報告
(損害賠償の額の決定について)
- 5 報告第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和 5 年度中泊町一般会計補正予算第 9 号について)
- 6 報告第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和 5 年度中泊町一般会計補正予算第 10 号について)
- 7 議案第 1 号 令和 6 年度中泊町一般会計予算について
- 8 議案第 2 号 令和 6 年度中泊町国民健康保険特別会計予算について
- 9 議案第 3 号 令和 6 年度中泊町介護保険事業特別会計予算について
- 10 議案第 4 号 令和 6 年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について
- 11 議案第 5 号 令和 6 年度中泊町水道事業特別会計予算について
- 12 議案第 6 号 令和 6 年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について
- 13 議案第 7 号 令和 6 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について
- 14 議案第 8 号 中泊町奨学金返還支援基金条例の制定について
- 15 議案第 9 号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 16 議案第 10 号 中泊町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正について

- | | | |
|-----|-----------|-------------------------------------|
| 1 7 | 議案第 1 1 号 | 中泊町介護保険条例の一部改正について |
| 1 8 | 議案第 1 2 号 | 中泊町地域包括支援センター設置条例の一部改正について |
| 1 9 | 議案第 1 3 号 | 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について |
| 2 0 | 議案第 1 4 号 | 中泊町公民館条例の一部改正について |
| 2 1 | 議案第 1 5 号 | 中泊町水道事業給水条例の一部改正について |
| 2 2 | 議案第 1 6 号 | 中泊町老人福祉センター条例の廃止について |
| 2 3 | 議案第 1 7 号 | 中泊町地域集会所条例の一部改正について |
| 2 4 | 議案第 1 8 号 | 中泊町保健センター条例の廃止について |
| 2 5 | 議案第 1 9 号 | 令和 5 年度中泊町一般会計補正予算第 1 1 号について |
| 2 6 | 議案第 2 0 号 | 令和 5 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号について |
| 2 7 | 議案第 2 1 号 | 令和 5 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 4 号について |
| 2 8 | 議案第 2 2 号 | 令和 5 年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号について |
| 2 9 | 議案第 2 3 号 | 令和 5 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号について |
| 3 0 | 議案第 2 4 号 | 令和 5 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について |
| 3 1 | 議案第 2 5 号 | 令和 5 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 5 号について |
| 3 2 | 議案第 2 6 号 | 中泊町教育委員会委員の任命について |
| 3 3 | 議案第 2 7 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件 |
| 3 4 | 議案第 2 8 号 | 中泊町小説「津軽」の像記念館に係る指定管理者の指定について |
| 3 5 | 議案第 2 9 号 | 主要農業施設に係る指定管理者の指定について |
| 3 6 | 議案第 3 0 号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 3 7 | 議案第 3 1 号 | 工事請負変更契約の締結について |
| 3 8 | 議案第 3 2 号 | 工事請負変更契約の締結について |

3 9 議案第 3 3 号 債権の放棄について

4 0 議案第 3 4 号 債権の放棄について

4 1 予算特別委員会の設置

○出席議員（12名）

1 番 鈴 木 長一郎 君	2 番 田 中 洋 君
3 番 成 田 直 人 君	4 番 秋 元 隆 君
5 番 塚 本 悦 子 君	6 番 荒 関 富 雄 君
7 番 秋 田 博 君	8 番 長 利 司 君
9 番 兵 庫 桂 蔵 君	1 0 番 青 山 雅 晴 君
1 1 番 沖 崎 勲 君	1 3 番 川 山 光 則 君

○欠席議員（1名）

1 2 番 野 上 憲 幸 君

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	横 野 彰 吾 君
教 育 長	鈴 木 信 也 君
代表監査委員	外 崎 良 造 君
財 政 課 長	三 上 晃 瑠 君
総 合 戦 略 課 長	越 野 進 一 君
福 祉 課 長	阿 部 弘 喜 君
環 境 整 備 課 長	藤 本 雅 久 君
農 政 課 長	古 川 幹 人 君
水産商工観光課長	山 中 哲 哉 君
小 泊 支 所 長	太 田 光 平 君
教 育 課 長	田 中 綾 人 君
税 務 会 計 課 長	三 上 康 栄 君
上 下 水 道 課 長	鈴 木 輝 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長
総 務 課 行 政 係

長 利 香代子 君
白 川 隼 君

開会 午前 10 時 00 分

◎開会の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は 12 人です。定足数に達していますので、令和 6 年第 1 回中泊町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（川山光則君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、3 番、成田直人議員、5 番、塚本悦子議員を指名します。

◎会期の決定について

○議長（川山光則君） 日程第 2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、別紙議会運営委員長からの報告のとおり、本日から 3 月 15 日までの 9 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。
したがって、本定例会の会期は本日から 3 月 15 日までの 9 日間に決定しました。

◎日程第 4 報告第 1 号から日程第 40 議案第 34 号
まで

○議長（川山光則君） 日程第 4、報告第 1 号 専決処分した事項の報告から日程第 40、議案第 34 号 債権の放棄についてまでを一括して上程します。

町長に提案理由の説明を求めます。

濱舘町長。

（町長 濱舘豊光君登壇）

○町長（濱舘豊光君） 令和 6 年第 1 回中泊町議会定例会を招集いたしました

ところ、議員の皆様方におかれましては、公私ご多用中にもかかわらず、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

開会に先立ちまして、議長のお許しを得て、新年１月１日に発生をいたしました令和６年能登半島地震でお亡くなりになられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災され、今なお避難生活を余儀なくされておられる皆様方に対し、心からお見舞いを申し上げます。

当町からの支援といたしまして、青森県内各町村で構成されております青森県町村会を介して石川県町村会へ義援金を送り、また公益財団法人Ｂ＆Ｇ財団が行う災害支援活動へ募金をさせていただいております。

被災されました皆様方が一日も早く平穏な生活に戻ることをお祈り申し上げます。

改めまして、本日、ここに令和６年第１回中泊町議会定例会が開会され、令和６年度当初予算をはじめ、各般にわたる議案についてご審議を願うにあたり、町政の運営に関する所信の一端を明らかにし、提出議案合計３７件の概要についてご説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の深いご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

令和６年度の予算編成にあたりましては、国際的な原材料価格の上昇に加え、円安の影響などから、日常生活に密接なエネルギー・食料品等の価格が上昇しており、日本経済を取り巻く環境が厳しさを増している状況の中、当町においては自主財源が少ない脆弱な財政構造であり、地方交付税の動向に左右されやすい状況ですが、今後も全国的に進む少子高齢化、人口減少によって生じる様々な課題に真正面から向きあい、未来を担う人材育成に主眼を置きながら、引き続き豊かで住みよい地域社会を構築できるように将来を見据えた行財政運営に努めて参ります。

町の最上位計画である第２次長期総合計画の基本理念「大地の恵と海の幸、心ひとつに希望のまち」に基づき、まちづくりの５つの基本目標「活力・賑わいを創出する」、「健康で、ともに支えあう」、「豊かな心と郷土を育む」、「環境と共生する安心安全なまち」、「持続可能なまち」に向け、農林水産業の振興、医療福祉・教育・子育ての充実、地域コミュニティや防災力の向上、デジタル化の推進などの多岐にわ

たる施策に取り組み、まちの将来像である「豊かな自然とともに創る、暮らす、未来へつなぐ自立と協働のまち 中泊」の実現に向けて、町政を推進して参りたいと存じます。

それでは、本議会に提出をさせていただきます案件についてご説明を申し上げます。

報告第1号は、損害賠償の額の決定についてであります。

地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により報告をさせていただくものであります。

報告第2号は、令和5年度中泊町一般会計補正予算第9号であります。

価格高騰重点支援事業等を実施するため、所要の予算補正を専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

報告第3号は、令和5年度中泊町一般会計補正予算第10号であります。

除排雪経費の不足のため、所要の予算補正を専決処分させていただきましたので、これを報告し承認を求めるものであります。

議案第1号、令和6年度中泊町一般会計予算では、通常予算の考え方で編成をさせていただき、歳入歳出予算の総額は歳入歳出とも73億700万円となりました。

前年度当初予算に対して6,700万円、率にして0.9%の増となっております。

それでは、歳出事業の主なもの及び特徴的なものをご説明させていただきます。

まず、総務費として、公共交通機関等の利用による通学費用の一部を助成するほか、下宿や入寮による家賃の一部助成まで対象を拡充する高等学校通学費助成事業、脱炭素社会実現のための実施体制構築及び地域エネルギー会社出資を行う地域脱炭素促進事業、新たなまちづくりのシンボルとして世代を超えた交流推進、健康増進、災害時の避難所施設として活用可能な町総合福祉健康センター「湯らぱーく」管理運営事業、情報システム標準化・共通化対応事業、集落支援を目的とした兼任集落支援員設置事業も引き続き実施して参ります。

民生費として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、

幼児教育の無償化を引き続き実施して参ります。

衛生費として、引き続き乳幼児から高校卒業までの医療費・予防接種費用の無料化に取り組んで参ります。

農林水産業費として、十三湖地区のほ場整備に係る県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業のほか、宮野沢・薄市・今泉の3地区ほ場整備に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業、森林環境譲与税積立基金を活用した森林経営管理事業に取り組んで参ります。

商工費として、新規に起業・創業を目指す事業者へ支援するための起業・創業チャレンジ支援事業、宮越家をはじめとした町の観光資源を活用したまちづくりや魅力を掘り起こし、全国へ発信するため、町文化観光交流協会の補助にも取り組んで参ります。

土木費として、町営住宅さわやか団地の外壁改修工事、災害対策として向町地区排水路整備測量設計業務、道路新設改良事業や橋梁長寿命化事業などのインフラ整備も引き続き実施して参ります。

教育費として、薄市小学校をモデル校としてオンライン英語教育を実施する先進的学校教育推進事業、町内の小・中学生を対象とした公設塾運営事業、築25年を経過した総合文化センター「パルナス」を災害時に備え機能強化改修工事を行う総合文化センター管理事業、企業版ふるさと納税等を活用し、国の文化財指定に向けた宮越家の保存・整備についても引き続き取り組んで参ります。

歳入につきましては、町税及び地方交付税のほか、国庫支出金、県支出金及び町債など見込み額を精査した上で計上し、財源調整のため財政調整基金繰入金などを計上いたしております。

議案第2号は、令和6年度中泊町国民健康保険特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、事業勘定で歳入歳出とも14億8,849万2,000円、診療施設勘定で歳入歳出とも1億8,002万8,000円となっております。

議案第3号は、令和6年度中泊町介護保険事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも18億5,196万7,000円となっております。

議案第4号は、令和6年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算につ

いてであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出とも３億１，４２４万６，０００円となっております。

議案第５号は、令和６年度中泊町水道事業特別会計予算についてであります。

収益的収入及び支出予定額として、収入に３億２，５２５万５，０００円を、支出に２億９，２０６万３，０００円を計上し、純利益３，３１９万２，０００円を見込んでおります。

また、資本的支出予定額として１億９，２４６万９，０００円を計上いたしております。

なお、資本的支出予定額は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

議案第６号は、令和６年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

収益的収入及び支出予定額として、収入に３，９５３万円を、支出に５，０６２万７，０００円を計上し、収支で１，１０９万７，０００円の不足を見込んでおります。

また、資本的収入及び支出予定額として同額の２，２９９万４，０００円を計上いたしております。

議案第７号は、令和６年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算についてであります。

収益的収入及び支出予定額として、収入に２，０５４万１，０００円を、支出に２，５４３万３，０００円を計上し、収支で４８９万２，０００円の不足を見込んでおります。

また、資本的収入及び支出予定額として同額の１，４７６万円を計上いたしております。

議案第８号は、中泊町奨学金返還支援基金条例の制定についてであります。

当町への移住・定住の促進及び地域産業を担う人材の確保を図るための基金を設置するものであります。

議案第９号は、中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

中泊町地域脱炭素に向けた再エネ導入戦略策定委員会の設置に伴

い、条例の一部を改正するものであります。

議案第 10 号は、中泊町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正についてであります。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第 11 号は、中泊町介護保険条例の一部改正についてであります。

第 9 期中泊町介護保険事業計画の策定における介護保険料の改定に伴う条文の整備のため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 12 号は、中泊町地域包括支援センター設置条例の一部改正についてであります。

中泊町地域包括支援センターの事務所を中泊町総合福祉健康センターへ移転することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第 13 号は、中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてであります。

消防力の整備指針第 36 条の規定に基づき、消防団員の定数を地域の実情に応じて必要な数とすることから、条例の一部を改正するものであります。

議案第 14 号は、中泊町公民館条例の一部改正についてであります。

中泊町公民館の中央館を廃止することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第 15 号は、中泊町水道事業給水条例の一部改正についてであります。

「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」の制定に伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第 16 号は、中泊町老人福祉センター条例の廃止についてであります。

中泊町総合福祉健康センターの供用開始による、中泊町老人福祉センターの廃止に伴い、条例を廃止するものであります。

議案第 17 号は、中泊町地域集会所条例の一部改正についてであります。

中泊町老人福祉センター条例の廃止に伴い、中泊町老人福祉センター B 型（鶴寿荘）を地域集会所へ移管するため、条例の一部を改正す

るものであります。

議案第18号は、中泊町保健センター条例の廃止についてであります。

中泊町保健センターの用途を廃止するため、条例の廃止をするものであります。

議案第19号は、令和5年度中泊町一般会計補正予算第11号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも1億3,527万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を85億4,499万1,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、総務費に財政調整基金費、減債基金費、合併振興基金費、民生費に介護保険特別会計繰出金、衛生費に国民健康保険特別会計繰出金、農林水産業費に県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業負担金などを計上いたしております。

また、既定予算の精査などにより、橋梁長寿命化事業の減額など、それぞれ所要額を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、国庫支出金、町債などについて調整のうえ計上させていただいたほか、町税、財産収入など収入見込額を精査した上で計上いたしております。

繰越明許費では、マイナンバー制度対応事業など3事業について追加設定をさせていただいております。

また、指定管理者制度による公の施設の管理運営業務のほか、令和6年度で予定する経費のうち、本年度において契約の締結を要するものについて債務負担行為を追加設定しております。

なお、地方債につきましては、事業の確定などに伴い、それぞれ変更いたしております。

議案第20号は、令和5年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてであります。

事業勘定の補正額は、歳入歳出とも1,532万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億27万2,000円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、直営診療施設勘定繰出金の追加であります。

歳入につきましては、県支出金及び歳出との関連から一般会計繰入金等を追加いたしております。

診療施設勘定の補正額は、歳入歳出とも１７８万１，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を１億４，７６７万７，０００円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、医業費の減額であります。

歳入につきましては、歳出との関連において診療収入を調整のうえ減額いたしております。

議案第２１号は、令和５年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第４号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも４，５４９万９，０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を１８億９，１９０万８，０００円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、保険給付費の介護サービス給付費等及び地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費等を追加いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において、国庫支出金等を追加いたしております。

議案第２２号は、令和５年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第１号についてであります。

歳入歳出とも３４０万９，０００円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ４，４７７万４，０００円とするものであります。

補正する歳出は、印刷製本費、光熱水費、委託料を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連において一般会計繰入金、前年度繰越金、公営企業会計適用事業債を計上いたしております。

議案第２３号は、令和５年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第１号についてであります。

歳入歳出とも３１１万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ２，８１９万８，０００円とするものであります。

補正する歳出は、印刷製本費、光熱水費、委託料を計上いたしております。

歳入につきましては、歳出との関連で一般会計繰入金、前年度繰越

金、公営企業会計適用事業債を計上いたしております。

議案第 24 号は、令和 5 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号についてであります。

補正額は、歳入歳出とも 2 1 0 万 4 , 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 2 億 9 , 7 0 9 万 9 , 0 0 0 円とするものであります。

補正する歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の確定に伴う増額であります。

歳入につきましては、保険基盤安定繰入金の減額及び歳出関連に伴う一般会計繰入金を減額し、前年度繰越金を計上いたしております。

議案第 25 号は、令和 5 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 5 号についてであります。

収益的収入について、既決予算額から 2 3 9 万 8 , 0 0 0 円を減額し、予算総額 3 億 3 , 5 9 9 万 7 , 0 0 0 円とし、収益的支出について、既決予算額から 2 7 2 万 4 , 0 0 0 円を減額し、予算総額 3 億 4 1 1 万 3 , 0 0 0 円とするものであります。

補正する支出は、移設工事費及び職員人件費を、収入は移設補償金を計上いたしております。

議案第 26 号は、中泊町教育委員会委員の任命についてであります。

現委員、角田龍二氏の任期が令和 6 年 5 月 17 日をもって満了することに伴い、後任の委員を任命するにあたり、議会の同意を求めるものであります。

議案第 27 号は、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件についてであります。

現委員、荒関徳勝氏の任期が令和 6 年 6 月 30 日で満了することに伴い、後任委員を推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

議案第 28 号、議案第 29 号は、中泊町小説「津軽」の像記念館に係る指定管理者の指定について、主要農業施設に係る指定管理者の指定についてであります。

令和 6 年 3 月 31 日をもって指定期間満了となる各施設について、それぞれ 4 月 1 日からの指定管理者を指定するものであります。

議案第 30 号から議案第 32 号は、工事請負変更契約の締結についてであります。

「中泊町一般廃棄物最終処分場災害復旧工事」、「4 災第 1 0 4 号下前海岸 2 号線道路災害復旧工事」、「旧小泊中学校校舎解体工事」について、それぞれ契約金額に変更が生じたため、議会の議決を求めるものであります。

議案第 3 3 号、議案第 3 4 号は、債権の放棄についてであります。

それぞれ、旧鮑種苗供給センターの賃借料等について、債権の回収が不可能となったことから債権を放棄するものであります。

以上で、本議会定例会に提案をさせていただきました議案の説明とさせていただきますが、議事の進行に従い、ご質問に応じ詳細にご説明申し上げたいと存じます。

何卒、慎重ご審議のうえ、原案どおり御議決を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

◎日程第 4 1 予算特別委員会の設置

○議長（川山光則君） 日程第 4 1、予算特別委員会の設置の件を議題にします。

お諮りします。議案第 1 号から議案第 7 号までの令和 6 年度中泊町一般会計予算及び各特別会計予算については、議員全員の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号から議案第 7 号までの令和 6 年度中泊町一般会計予算及び各特別会計予算については、議員全員の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（川山光則君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前 1 0 時 2 5 分

第 1 回中泊町議会定例会

令和 6 年 3 月 1 1 日（月曜日）

○議事日程 第 2 号

1 一般質問

○出席議員（12 名）

1 番 鈴 木 長一郎 君	2 番 田 中 洋 君
3 番 成 田 直 人 君	5 番 塚 本 悦 子 君
6 番 荒 関 富 雄 君	7 番 秋 田 博 君
8 番 長 利 司 君	9 番 兵 庫 桂 蔵 君
10 番 青 山 雅 晴 君	11 番 沖 崎 勲 君
12 番 野 上 憲 幸 君	13 番 川 山 光 則 君

○欠席議員（1 名）

4 番 秋 元 隆 君

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光 君
副 町 長	横 野 彰 吾 君
教 育 長	鈴 木 信 也 君
代表監査委員	外 崎 良 造 君
総 務 課 長	下 山 貴 子 君
財 政 課 長	三 上 晃 瑠 君
総合戦略課長	越 野 進 一 君
町 民 課 長	宮 越 裕 子 君
福 祉 課 長	阿 部 弘 喜 君
環境整備課長	藤 本 雅 久 君
農 政 課 長	古 川 幹 人 君
水産商工観光課長	山 中 哲 哉 君
小 泊 支 所 長	太 田 光 平 君

教 育 課 長

田 中 綾 人 君

税 務 会 計 課 長

三 上 康 栄 君

上 下 水 道 課 長

鈴 木 輝 文 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長

長 利 香代子 君

総 務 課 行 政 係

白 川 隼 君

総 務 課
秘 書 広 報 係

古 川 安梨紗 君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） ただいまの出席議員数は 12 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 一般質問

○議長（川山光則君） 日程第 1、一般質問を行います。

1 番、鈴木議員の質問を許可します。

1 番。

（1 番 鈴木長一郎君登壇）

○1 番（鈴木長一郎君） 1 番、鈴木です。ただいま議長のお許しを得ましたので、通告書に基づき質問させていただきます。

公式ラインアカウント等についてなのですが、近隣の市町村では既に公式ラインをつくり、情報発信を行っております。そういうことで、我が町が公式ラインを持つことの利点について 4 つほど申し上げたいと思います。

まず 1 つ目に、迅速な情報提供ができる。公式ラインを通じて、町は迅速かつ効果的に貴重な情報やイベントのお知らせを町民に伝えることができる。災害情報や緊急事態に関する情報、町のサービスなどをリアルタイムに発信することができる。

2 つ目、町民とのコミュニケーションの強化。町と町民との間でダイレクトなやり取りが可能になり、住民からの質問や提案に対応したり、問題があった場合に、それを迅速に解決することができる。

3 つ目、デジタル化の推進。町のデジタル化の推進に貢献できる。若い世代やデジタル技術に親しんでいる人々もアクセスしやすくなり、情報の受け取りがスムーズになる。

最後に、コスト削減。町の情報発信のコストを削減することができる。伝統的な広報や郵便物よりも、公式ラインを通じた情報提供のほうが費用対効果が高い場合があると、このように考えられると思いますが、当町の見解をお伺いしたいと思いますので、よろしく答弁お願いいたします。

○議長（川山光則君） 鈴木議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

(町長 濱館豊光君登壇)

○町長（濱館豊光君） ただいまの鈴木議員のご質問、公式ラインアカウント等についてお答えをさせていただきます。

我々地方自治体は、行政の取組やイベント等について積極的に情報発信に努めているところであります。近年では、ライン、フェイスブック、ユーチューブ、インスタグラム等ソーシャルネットワーキング、いわゆるSNS媒体が注目をされており、活用する自治体数も増加していると、これは議員ご指摘のとおりであります。全国的には7割近くの自治体が、県内では9割以上の自治体がいずれかのSNS媒体を活用しているというふうに承知をしております。

SNSのうちラインは、自治体がライン公式アカウントを作成し、住民と利用者が友だち登録することで、自治体から一斉にメッセージや情報発信できるものと理解しているところであります。

公式ラインを使うメリットは、議員のご指摘にもあったとおり、登録された方へプッシュ式で迅速に情報提供できることが挙げられ、結果として自治体全体のデジタル化の推進等にも寄与するというふうに理解をしているわけではありますが、一方で友だち登録されないと情報が届かなかったり、新聞等、報道等でもありましたように個人情報の流出というのが近年頻繁に起こっております。そういう個人情報の流出等が起きた場合には、社会問題化するというリスクもあるというふうに承知をしているところであります。このことから、公式ラインの必要性も含めて、多様な手段での情報発信について引き続き検討してまいりたいと考えております。

また、現在活用中の広報紙、防災無線、令和4年度にリニューアルをさせていただきました町公式ホームページにつきましては、さらに住民の皆様に必要な情報を迅速に分かりやすく発信、提供できるように更新等をしてまいりたいというふうに考えております。

また、一部公式アカウントというわけではないのですが、部門によっては、例えば観光とかですとフェイスブックで発信をしたり、あと博物館等の情報についてもSNSを使って発信したりと。私自身も個人のフェイスブックのアカウントではありますが、プライベートなことは載せずに、どちらかというと町政に関するものをできるだけ多く

の方々に情報としてお届けしようということで発信をさせていただいているということでもあります。

以上であります。

○議長（川山光則君） 再質問ありませんか。

鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） 答弁どうもありがとうございました。町長おっしゃるとおり、いろんな形で、我が町でも防災無線なども使ってやっていることは分かります。いろいろ町長言ったとおり、個人情報もありましてメリット、デメリットは当然あるかと思います。でも、今の若い人たちは携帯電話というのが普及して、いろいろな情報発信を調べているみたいですので、ぜひ我が町でもやっていただきたいとは思いますが。

いろんなイベントとかもこれから、コロナも終わりましたので、終わったというか、なくなってきたので、そういうイベントがこれから行われると思いますので、若者が期待していると思いますので、できる範囲内でやっていただければ大変ありがたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これで質問を終わります。

○議長（川山光則君） これをもちまして鈴木議員の質問を終了します。

3番、成田議員の質問を許可します。

（3番 成田直人君登壇）

○3番（成田直人君） 改めて、おはようございます。3番、成田直人です。議長のお許しをいただき、あらかじめ提出しております通告書の内容に沿って質問いたします。

質問に先立ち、能登半島地震でお亡くなりになられた方々には哀悼の意を表するとともに、被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。また、一日も早く日常を取り戻すことを願っておる次第でございます。

それでは、質問に入りますが、質問事項は2点であります。第1点目の質問は、地震、津波を想定した小泊地域の避難道路網の構築についてであります。本年元日の夕方に発生した能登半島地震では、死亡者240人余り、地震、津波、土砂災害、そして火災によって多くの家屋の倒壊や焼失という13年前の東日本大震災に比肩する災禍とな

り、まさに記憶と記録に残る大規模自然災害に見舞われたものであります。

なかんずく、さらに状況を厳しくしたところの道路の寸断は、交通アクセスが半島特有の地形的な特徴から、救援や支援物資の遅れで復旧作業にも大きな影響を与えたものであり、限定された地域における被災が対応を困難にした一面があると言われてしています。

中泊町は、地形的に能登半島と酷似している津軽半島に位置しており、特に小泊地域は基幹道路が国道339号1本であるため、その基幹道路が2年前の8月豪雨の際には、五所川原市と境界線上の土砂崩れによって通行止めとなり、一時孤立状態となりました。この事案を踏まえ、小泊地域の唯一の基幹道路は能登半島地震のような最大震度7クラスであれば、道路や水道、電気などの社会インフラが機能不全に陥り、救援や支援物資も届かず、事態が能登半島以上に深刻化することとも予想されます。

一方、昨年までの小泊地域の住民は、小泊は地震、津波によって国道が通行止めになっても、小泊、下前漁港を拠点として使えば大丈夫、心配ないとの声があったのも確かであります。しかし、その思いと考えは一変しました。能登半島地震では、漁港沿岸域で海底が最大で4メートル隆起したため、石川県の幾つかの漁港は海底が露出、漁港としての機能、役割が失われた状態になり、それゆえ漁港を拠点とした海上輸送ができない場合も想定しておく必要があるということになります。

そこで、とりわけ小泊地域の交通アクセスが基幹道路1本だけという実態では、想定される地震、津波の際、地域住民の安全確保はとて十分とは言い難いと思われそうですが、かかる避難道路網の構築について町長はどのような見解をお持ちか伺います。

第2点目の質問は、大規模災害に対応した物資の備蓄についてであります。能登半島地震を教訓として、半島振興法の対象地域は全国23地域となっておりますが、これらいずれの半島でも大規模災害が発生した場合、専門家は「少ない道路網、被害状況の把握や救援、物資の搬入の遅れがあり、半島の防災という新たな課題が生まれました。また、従来より長い想定 of 備蓄や対策の再検討が求められる」と指摘しております。

半島の防災の課題の検討は重要であるとの専門家の指摘を受けつつ、様々な課題がある中で、とりわけ物資の備蓄に焦点を当てた場合、かかる物資への依存期間は避難所に避難した時点からカウントし、退出までとなるわけですが、諸事情で避難所での避難生活が余儀なく長期化することも考えられるし、ましてや交通アクセスの関係で短期間に支援物資が届かないことも想定されるところであります。

そこで、大規模災害発生時における避難者にとっては長い想定での物資の有無が命と健康に重大な影響を与えるものと認識しているところであります。中泊町は、現状、災害時における物資の備蓄はある程度完備されているものと推察しますが、こうした大規模災害に対応した物資の備蓄について再検討されているのか伺います。

以上です。

○議長（川山光則君） 成田議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） ただいまの成田議員の質問２点についてお答えをさせていただきます。

まず、地震、津波を想定した小泊地域の避難道路網の構築についての見解ということですが、議員のほうからお話があったとおり、新年１月１日夕刻前でございますが、発生をいたしました能登半島地震と、その後の津波によって大変な被害があったわけですが、地震と津波、我が国でもまれな規模の地震であり、道路網が寸断されたことから孤立集落が発生するなど、被害状況の把握にも時間を要することとなったことに加えまして、物資の輸送が途絶えたことにより避難所の開設や運営も困難を極めたと報道等により承知しているところであります。

当町の小泊地域においても、これもまた議員からお話のあったとおり、一昨年の豪雨災害時には脇元、折戸の間で２か所崖崩れ、土砂崩れがあって、一時的ではありますが、国道３３９号が通行不能になるという経験もしたところであり、アクセス道路の確保が何よりも重要であるというふうに認識をしているところであります。

現在全国的な災害発生状況を受けて、青森県内においても既存の高規格道路の整備計画を急ぐことや、新たな避難道路建設計画などが議

論されているところでありますが、残念ながら私ども津軽半島地方にはそのような計画は現状ないということで承知をしているところであります。

災害時避難のための道路網の必要性については、議員と同様の認識を私自身も持っておりまして、町長就任以来、その必要性を県の地域整備部でありますとか、国の河川国道事務所の所長さん、部長さんが見えられたときにそのようなお話をさせていただきながら、何とか津軽半島にも縦の避難道のようなものを考えてもらえないものかということをお願いしてまいってきたところであります。

これまでは、圏域人口の少なさによる利用頻度の問題等から必要性を過小評価されてきたというふうに私も認識しているわけですが、災害等がこのように頻繁化している時代においては、津軽半島北部に暮らす人々の安全安心を守るという観点からも、協調行動を取り得る周辺自治体とも連携しながら、関係方面への働きかけを一層強めてまいりたいというふうに考えております。

2点目の大規模災害に対応した物資の備蓄についてであります、今年発生した能登半島地震ではインフラが壊滅的な被害を受けたことなどから、避難所等で必要な物資が入手困難な状況となった結果、備蓄の重要性が浮き彫りとなったというふうに理解をしているところであります。特に断水や停電が長期化したことでトイレが利用できないという深刻な問題もあり、劣悪な衛生環境に陥った地区もあるというふうに承知をしているところであります。

半島であるという地理的条件が同じ我が町としても、大規模災害の発生時には物資の輸送が困難となること、孤立地域発生の可能性があること等が懸念されることから、初期対応に十分な量の備蓄が必要なのだろうというふうに思っているところであります。

町では、令和3年度の中泊町防災備蓄倉庫完成時に合わせて購入した段ボールベッドなどの寝具や簡易トイレ、感染症対策用品を配備しているほか、併せて小泊支所のある日本海漁火センターにも備蓄を行ったところであります。

しかしながら、今回の能登半島地震の例を踏まえ、避難生活の長期化にも耐え得る適正な備蓄量の検討を速やかに行う必要があると考えておりますし、その際には要配慮者、子供、女性にも配慮した備蓄が

行えるように努めてまいりたいと考えております。

また、各家庭や自主防災組織などにおいても、最低で3日分、推奨でありましたら1週間分の食料や水などを備蓄すること、この重要性をこれからも普及啓発し、町民の皆様とともに災害への備えを強化してまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○議長（川山光則君） 答弁が終わりました。再質問ありませんか。

成田議員。

○3番（成田直人君） 質問の2点目についての備蓄については、答弁にもありましたとおり3日というのが通常になっているみたいだけれども、1週間ぐらいの食料とか、そういうようなことをやっていただくというような話を聞いたので安心していました。それらについても検討を深めて、まさに命を守る、健康を守るということを第一義として備蓄対応をお願いしたいということになります。

再質問については、質問事項1の避難道路網の構築についての件なのですが、町長からの先ほどの答弁に、いろんな形で自分自身も県なり国に働きかけているということと、もう一つは隣接自治体とも連携を組みながら、しっかり要請活動をしていくということの答弁だと理解しておりますけれども、特に優先されるべきものは小泊地域から五所川原市への避難道路が可及的速やかに1本追加されればいいというのが自分を含めた地域の願いでありますので、隣接といえば今別とか外ヶ浜とかいろんな形になると思いますけれども、特に五所川原市と協議を重ねながら、コンセンサスを得ながら、連携強化して国なり県のほうに要請活動を行うことが必然的な行動ではないかと、私はそう思っていますけれども、五所川原市との連携強化について町長はどういうふうなお考えをお持ちか伺いたいと思います。よろしく願いします。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） やはり道路に関しては時間もかかりますし、早く何とかしなければいけないということは、私も全く同じ考えでございます。今広域連合という形で、定住自立圏構想の中で様々な行政の部分を連携してやっていくということで、五所川原市を中心に広域連合を形成いたしまして、昨今ではまず消防も指令システム、これを弘前まで広

げて一本化しようという動きをしております。それから、ごみの処理につきましても、西の2町と私どものほうの2市2町、合わせて2市6町で共同でやっていこうという計画も今動いております。

そういった中で、防災というものについても広域で考えていく。特に隣接しております市浦、金木を抱えている五所川原市との協議、連携というのは本当に重要なのだろうなというふうに考えているわけですが、1対1で話ししていくというよりも、もっと広域な部分で考えたほうが、例えば津波であっても小泊と市浦にだけ津波来るのではないと思うのです。当然つがる市にも来るし、鰺ヶ沢、深浦にも来るとなったときに、広域で連携して、その物事に対処していくというのが今後必要になってくるのだろうなと思っております。道路の部分についても五所川原市ともしっかり話をしながら、できるだけ早くその計画を俎上に上げるような動きをしていきたいなと考えております。

以上であります。

○議長（川山光則君） 再々質問ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） これをもちまして成田議員の質問を終了します。

6番、荒関議員の質問を許可します。

荒関議員。

（6番 荒関富雄君登壇）

○6番（荒関富雄君） ただいま議長より発言の許可が下りましたので、早速一般質問に入らせていただきたいと思います。

今日は、くしくも東日本大震災13年目に入りました。震災の恐ろしさ、自然災害の恐ろしさ、非常に身にしみております。

それで、1問目は自然災害後の対応についてであります。当町でもいろんな災害が発生し、令和4年度の水害、非常に大きな被害を受けたわけではありますが、その後のいろんな対応は当町でもきめ細かくされてきたと思います。

その中で、ただ1点だけ、当町の玄関口と思われます津軽鉄道中里駅周辺のあの現状、あれをどのように見ているのか。私自身もこの立てつけそのものは理解しておりますけれども、あのままの状態で傾斜地を放置しておきますと、二次災害のおそれがあるのではないかと、

そういう心配の下に崖崩れへの対応についてと、あとは環境整備なのですけれども、駅周辺の排水路の整備、かなり整備されている面もあるのですが、夏場になりますと駅の駐車場付近から、いわゆるハエとか蚊とかそういうのが、去年は特に暑かったせいで、そんなに蚊は発生していなかったようには思うのですけれども、あそこのもうちょっと排水路の整備をしていただきたい。

それと、駅裏の排水路、これも水害に起因するのですけれども、駅のあれは民地なのでしょうけれども、いわゆるのり面が、非常に雑木が入っているような状況になっておりますので、それは行政の管轄ではないとは思いますが、もし何かしら指導等ができるのであれば、そこら辺を重ねてお願いしたいと思います。

あとは、合葬墓について、これは令和5年度の第2回定例会で質問したのですけれども、その後庁議の中でどのように話し合われ、経営しているのか、そこら辺の説明を求めます。

あとは、町道の整備計画については、令和4年度第2回定例会でも質問しておりますが、これはやっぱり社会資本整備計画の位置づけの中でどのように考えているのか。町長は、コミュニティー社会を目指しながら、なかなか今までどおりにはいかないのだよという答弁は前にいただいております。でも、その中でも担当課長は4つの区域に分けながら、これからある程度やっていくのだと。全部はうまくいかないでしょうけれども、そこには財政的な問題はあることは分かります。

でも、なぜこれをまた再質問みたいな形で私が今しているのかというのは、水道課が社会資本整備の中で水道管の入替えしたわけなのです。それで、その入替えしたときには法がありまして、掘削部分の何センチかとか、そこまでは水道課が整備すると。その部分は結構新しいのですけれども、それで取り残された部分が町道の細かい路地に行きますと半分ぐらいになっているような箇所が多々見受けられるのです。行政では水道管の入替えをした、それはちゃんとその時点で整備しました。でも、それによって一面であったものが半面になって、いわゆる継ぎ目から、何年か暮らすと雪解けもありますし、自然劣化でしょうけれども、そこからどうしても水とかが入って行って、片一方の残ったほうがビスケット状になっているような、そういう箇所も多

々見受けられます。

今予算の定例会には道路整備も盛られてはおりますけれども、これからそういうふうな社会資本整備計画についての道路の位置づけを町長はどのようにお考えかお伺いいたします。

あとは、これは非常に質問事項と質問要旨がごっちゃになっているような形で出させていただきましたけれども、これは今般県より子育て交付金が交付されるようなことが新聞の報道等でなされておりますので、交付金の使い道をどのように考えているのか。この給食費については、前に明確な答弁をいただいております。ですけれども、状況が変わりましたので、このような形で質問させていただきます。

以上です。

○議長（川山光則君） 荒関議員の質問に対する答弁を求めます。

鈴木教育長。

（教育長 鈴木信也君登壇）

○教育長（鈴木信也君） 荒関議員ご質問の学校給食費無償化についてお答えします。

議員もご承知のとおり、青森県では学校給食費の無償化について交付金制度を設けるとの新聞報道がありました。2月22日には、県こどもみらい課長から学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金の市町村説明会を行う旨の通知があり、その日付が3月26日となっております。

県の方針としては、現在無償化していない市町村は当該交付金を給食費の無償化事業に優先して充てて、既に無償化を実施している市町村は他の子育て費用の支援事業に交付金を活用するように求めているのが状況でございます。

なお、県では学校給食費の交付限度額を小学校280円、中学校310円に、配食数を乗じて算定しております。たまたまですが、当町の給食費の額と同じ額になっております。町に交付される限度額は、令和6年度は半期となるため約1,007万円、令和7年度以降は通年ベースになり、約2,014万円になるものと予想されております。

この額を当町に当てはめると、保護者の負担分は県交付金でカバーしつつ、物価高騰分などについては従来どおり町が負担すると仮定した場合、学校給食費の無償化は可能であると考えております。

よって、中泊町としては学校給食法第11条に規定されているとおり、給食に必要な施設、設備、運営に関する費用は学校設置者である町が負担しつつ、本来保護者が負担すべき食材費については、青森県が推進する給食費無償化の動きを踏まえ、学校給食費の保護者負担を10月から無償化したいと考えております。

○議長（川山光則君） 藤本環境整備課長。

（環境整備課長 藤本雅久君登壇）

○環境整備課長（藤本雅久君） 荒関議員の1つ目の質問の自然災害後の対応についてお答えいたします。

令和4年8月豪雨時にのり面崩落した箇所、令和4年9月議会において答弁させていただいたところですが、民間が所有する土地で起きたのり面崩落であり、町で復旧することができません。

現在周辺の状況を見ますと、旧役場庁舎があった箇所は県の事業において平成8年度より急傾斜地崩壊対策事業として対策工事がされており、

令和4年8月豪雨後にのり面崩落箇所を西北地域県民局に相談させていただきました。

県からは、切土を行っている形跡があり、人工斜面とみなされる。また、被害を受けるおそれのある家屋が5戸未満のため、急傾斜地崩壊対策事業での工事はできないと回答があったところです。県に再度何かしらの事業等がないか、もう一度相談をしてみたいと思っております。

また、排水路についてですが、駅駐車場に布設されている水路と線路の東側の水路の双方とも議員ご指摘のとおり土砂で埋まり、機能していない状態でした。この箇所についても民間の敷地内であり、所有者で対応していただくしかないと思っております。

しかし、上流部で県が急傾斜地崩壊対策事業で工事し設置した排水路は県管理となっていることから、上流部の排水管理者である県と、下流部の排水路管理者である津軽鉄道とで維持管理等について協議するように情報提供してまいります。

議員2つ目の質問の合葬墓についてお答えいたします。合葬墓につきましては、令和5年第2回定例会で議員によるご質問がありましたように、当町でも合葬墓の整備が必要なきが来ると予想されます。

また、近年の少子高齢化や核家族化の進展に伴い、墓地を管理する人、継承する人が減っており、町管理の墓地においても、今年度は墓地返還が５件、うち改葬による返還が２件の申請があったのが現状です。町としても、将来に向けて整理していかなければいけない課題であると認識しております。

整備をする前には、まずは町民の方へ合葬墓とはどのようなものかを周知し、その後合葬墓に対する意見照会なども盛り込んだアンケートの実施を行い、町民のニーズを把握することから進めてまいりたいと思っております。

現在の進捗状況とのことですが、今年度は他自治体の合葬墓について情報収集を行いました。複数の遺骨を合同で埋葬する合葬室のみを整備している自治体は、弘前市、八戸市、十和田市です。遺骨を分骨棚などで短時間安置するための納骨室と合葬室の両方を整備している自治体は青森市とつがる市です。このうちつがる市は、令和６年４月からの供用開始予定となっております。アンケートの実施の際には、町民の皆様には施設の特徴を分かりやすく説明し、町民のニーズを把握できるよう進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議員３つ目の質問の町道整備計画についてお答えします。令和４年第２回定例会において、１２月頃をめどに取りまとめてご報告すると答弁させていただきました。しかし、８月の豪雨による災害対応、工事発注等に時間を要し、報告までには至っておりませんでした。

昨年来、道路パトロール等を行い、舗装状況について調査を行ったところ、町道に認定されている路線が４９２路線、２７９．４キロあります。そのうちアスファルト舗装されている路線が３８９路線、１１２．６キロでございます。調査した結果、舗装補修が必要な路線は１５９路線８１．５キロとなっており、今後整備計画を作成し、議員の皆様へご報告するとともに、町民の皆様にもホームページ等で公表し、計画的に補修をしてまいります。

また、排水路についても町道と同様に老朽化や損傷が激しい箇所がございますので、手戻りが生じないように併せて整備していきたいと思っております。

現在向町地区において排水路の整備計画がございます。６年度には

流域の調査を含めた測量設計業務を行い、次年度からは工事に着手することで計画しております。こちらについても、排水路整備のみならず道路整備と一緒に実施してまいりたいと思っております。

令和6年度の当初予算においては、派立、五林、田茂木地区の舗装補修を行う予算を計上しております。限られた予算の中ではありますが、長期的な計画の下、補助事業等も活用しながら順次補修を行ってまいります。

いずれにしましても、整備計画を作成し、9月議会までにはご報告させていただきますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（川山光則君） 答弁が終わりました。再質問ありませんか。

荒関議員。

○6番（荒関富雄君） 1点目の自然災害後の対応については、県に要望等を行うと、当然あそこは民地であるからと。私いつも疑問に思うのは、私たち、こうやって一般質問しながら、町民のため、民生安定のためと言いながら自然災害が発生したら、当然個人財産ですので、自分の財産は自己管理の下守るのだという、その法の立てつけは非常に分かるのですけれども、何かしらないのかなといつも思うのです、災害があるたびに。

やっぱり年が替わっていきますと、災害が発生しても対応の仕方もやっぱりある程度は変わっていつているのです。ですから、県に要望するときは、ここは旧庁舎の裏のほうと民家が建て込んでいる場所は県のほうで整備していただきましたが、そこが農地等であって、あまり民家に危険度がないということで、県のほうもあそこを整備したときの、平成8年度ですか、に整備したときにそこが外れたのでしょうか、現状がこういう状況になったということを県のほうに要望する際にはきつく、そしてその現状を詳細に説明しながらご要望願うことをお願い申し上げます。

あと、合葬墓については、これは今の課長の答弁では、私1回目に質問した令和5年第2回定例会と同じような答弁だと思っておりますので。私が聞きたいのは、そういう答弁を前回いただいておりますので、そこをどのように庁議の中で話し合われ、当然環境整備課だけではなかなかだと思います。だから、そこをどういうふうに、町長もみんな、そろそろ時代とともに必要性の認識は一緒だと思いますので、

これは長期的な問題なのか、短期的な問題なのか、そこら辺の判断は私にはつきかねますけれども、そこはもう一度、どのような話合いがなされたのか。同じような答弁であれば、私質問する意味もございませんので、もうちょっと踏み込んだ答弁をお願いいたします。

あと、町の町道の整備計画について、るる説明がなされましたけれども、159路線もあると。なかなか全て、前の答弁でも町長が申されておりましたが、全ての場所はできないのだと。それは、ある意味財政的なこともあるでしょうし。でも、やっぱり前回も申し上げたのですけれども、一回も手が入っていないような路地はあるのです。そこら辺の町民の気持ちをどのように酌み取るかは首長さんの考えですので。でも、そうなのであれば、社会資本整備計画づくりの位置づけとして、町道そのものの整備をどう考えているのか、ここも再度お伺いしたいと思います。

あとは、子育て支援交付金、給食の実施は可能でしょうと。当然県で今回示されているのは半年分でありますので、10月には交付金が入ればやるというように私は受け止めました。できるものであれば、来年度の初めからでもやっていただきたいというのが私の考えであります。それについては、必ず交付金対応が出てから対処するというのであれば、そこら辺を重ねてもう一度ご答弁願いたいと思います。

以上です。

○議長（川山光則君） それでは、教育長から。

鈴木教育長。

○教育長（鈴木信也君） 今回の県から学校給食費無償化の施策を受けまして、教育委員会も町長部局と慎重に検討し、共通理解を図っております。その上で答えさせていただきますが、現時点での町の方向性といたしましては、先ほどお答えしましたように交付金を待つて10月からと。4月からというのは、財政的にも準備的にも厳しいので、現時点では10月から行いたいと考えております。

ただ、当町につきましては、給食費は無償化やっていませんけれども、例えば公設塾とか、それからメタバースの英語教育、高校生の通学助成、その他部活動、それから校外行事に、学校の行事にバスを出しているとか、そういういろんな面で子供の支援、保護者の負担を軽減しているのが現状でございますので、これからもそういうところを

交付金、それから町の方のお金を使いまして援助していきたいと考えております。

○議長（川山光則君） 合葬墓について。

藤本環境整備課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） 議員ご質問の合葬墓の話し合いについてなのですが、先ほども申したのと同じことになるのですけれども、今年度は情報収集を行い、どんな部分を話し合って決めたらいいのかとか、そういうものの洗い出しをして、6年度にはその部分を上部と打合せをしながら、整備に向けて、検討するための話し合いを進めていきたいと思っています。

長期計画についてのどう思っているのかについてですけれども、町道の整備計画は大変必要だと感じております。私の答弁にもあったのですけれども、舗装補修が必要な箇所が159か所、159路線、これをどうしても一気にやることは無理なので、これに対して5年計画でいいのか、10年計画でいいのか、それとも長期の計画をやればいいのか、これを課内でもまた話をしながら方針を出して、計画のほうを作成してまいりたいと思っております。

○議長（川山光則君） 濱館町長、何かありますか。

それでは、荒関議員、再々質問ありますか。

どうぞ。

○6番（荒関富雄君） 給食費は10月から、これは先ほど教育長のほうからご答弁いただきましたけれども、我が町は確かに子育て支援、給食費を除いては、非常に教育関係とかきめ細かくずっとやられてきていると思いますので。幸いに県より子育て支援交付金が参りましたら、速やかに給食費のほうに回していただき、引き続き子育て支援をよろしく願いいたします。

あとは、合葬墓と町道の整備計画についてですが、計画もまさに課長から答弁をいただきましたけれども、短期的に急いでやらなければならないもので、また長期的に考えたときには、これからは路線廃止もあるかも分かりません。そういうことを、計画を立てる、立てるというのは私3年ぐらい前から答弁いただいているのです。でも、なかなかすんと落ちてくるような計画案がまだ示されておりませんので、これについては本当に庁議の中で、みんながこの合葬墓について

も、別に担当が環境整備課だからとかということではなくて、担当、担当は大事ですけども、町道の問題についても庁議全体の中でもうちちょっと話し合われているのか、何かしらそこら辺に、私たち議員にはすっとんと落ちてこないところがございますので、できるのであれば町長にもう一度ご答弁願いたいと思いますけれども。私の言っていることは分かりますよね。よろしくお願いします。

○議長（川山光則君） 濱館町長、何かありますか。

（「環境整備課長」の声あり）

○議長（川山光則君） 町長、ありませんか。

荒関議員、町長は何もないそうですので。

再々質問終わりました。

課長でもいいですか、再々質問に対する答弁。

（「いいですか」の声あり）

○議長（川山光則君） はい。

○6番（荒関富雄君） ですから、私の申し上げていることがよくよく分かりますかというのは、庁議全体の中で社会資本整備計画づくり、それをどう捉えるかということ、あるいは再々々質問ですので、町長が答弁がないというのであれば担当課長でも結構ですので、再度お願いいたします。

○議長（川山光則君） 分かりました。

藤本環境整備課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） 町全体での計画づくりを行ってほしいということでしたので、まずは町全体をつくるに当たって各課で担当している業務がありますので、そちらのほうの中でのまず計画をつくって、それでそれを全て組み合わせた形の町の計画づくりをしていくのが一番いいのではないかと考えています。

○議長（川山光則君） 答弁が終わりました。

これをもちまして荒関議員の質問を終了します。

2番、田中議員の質問を許可します。

田中議員。

（2番 田中 洋君登壇）

○2番（田中 洋君） 2番、田中です。議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づいて一般質問をさせていただきます。

中泊町における人口減少対策についてお伺いいたします。今現在、中泊町の人口は1万人を切っている状況にあり、2045年には4,000人になってしまうと推計されているわけでございます。高齢化も進み、町が急速に衰退していく、町そのものが消滅してしまう可能性すらあるわけでございます。私自身、この町に育てていただいた者として、それだけは何としてでも防ぎたいと、そのように強く思っております。

しかし、この人口減少の背景には様々な要因があり、なおかつそれらが複雑に絡み合い、根本的な解決方法を探すのは非常に困難であります。よって、今回の質問は移住、定住にテーマを絞り、3点質問させていただきます。

1点目は、移住支援金制度を活用して中泊町へ移住された方の世帯と人数をお伺いいたします。

2点目は、中泊町は子育て世帯に対して手厚く支援していると承知をしておりますが、その一方で子育て世帯以外の方が移住した場合の魅力的な支援が薄いように見受けられますが、その点について町の考えをお伺いいたします。

3点目は、移住を検討されている方の中には、過去に中泊町で生活したことがないという場合も考えられます。ネット等の情報だけでは移住という大きな決断をする際の決め手にはならないと思われるため、期間を定め、お試しで中泊町で生活をしていただく、そのような取組を考えているのかお伺いいたします。

以上です。

○議長（川山光則君） 田中議員の質問に対する答弁を求めます。

越野総合戦略課長。

（総合戦略課長 越野進一君登壇）

○総合戦略課長（越野進一君） 田中議員の人口減少対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の中泊町移住支援金制度を活用した事業実績になりますが、こちらの制度は青森県や中泊町の人口の現状や、今後目指すべき将来の方向性を示すまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、2019年4月から青森県内における移住、定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、県と町が共同で取り組んでい

る事業になります。

ご質問の実績といたしましては、令和元年9月、4人世帯に100万円、令和2年1月、単身世帯に60万円、令和5年1月、2人世帯に100万円の補助金がそれぞれ交付されており、これらを合計しますと3世帯7名の方がこの制度を活用して移住したことになります。

続いて、2点目の当町の子育て世帯以外の方が移住した場合の魅力的な支援が薄いように見受けられるとのことでしたが、田中議員おっしゃるとおり、基本的には若い世代の移住、定住の促進を図るため、この町で子供を産み育て、この町を拠点として暮らしていただけるよう、当町においては子育て世帯に対する医療や教育面での暮らしサポートの充実が図られております。

現在さらに町では、子供たちの教育における大改革を行っていく方針、中泊町教育イノベーションプロジェクトを打ち出し、昨年11月からは町教育課が公設塾ナカデミーを開設し、今年1月には濱舘町長と鈴木教育長がメタバースを利用した新たな英語教育の実践による将来的な進学、留学先などを見据えてフィリピンの現地視察を行っております。

また、当町を移住先として選択し、就業していただいた場合には、ご質問のあった町移住支援金制度をはじめ、空き家バンクに登録されている物件を住まいとした場合には空き家改修支援事業の利用により最大110万円の補助金が、また新年度予算に計上し、本定例会でご審議いただくことになっておりますが、大学や高校等の在学中に奨学金を借りて卒業し、就業のために町で暮らしながら奨学金を返還している場合には奨学金返還支援事業により上限300万円の補助金が、また当町で新婚生活をスタートした場合には結婚新生活支援事業により最大60万円の補助金交付が受けられる制度を準備し、これらを周知しながら移住、定住の促進につなげてまいりたいと考えております。

最後に、3点目の移住を検討している方へのお試し移住生活体験の実施につきましては、私が水産商工観光課に在籍していた3年ほど前、地域おこし協力隊の募集に係る補助制度を活用しながら、一度実施させていただいた経験がございます。その成果は、残念ながら参加者が青森県内の方お一人のみで、非常に苦い経験をした記憶がございます。

田中議員おっしゃるとおり、この町を知らずして移住、定住の決断

はできないと、選択してもらえないと思いますので、今後は全国の自治体が集う移住フェアへの参加をはじめ、青森県開催のU I ターンフェアへの参加など積極的に当町の魅力を発信していく機会を拡大し、お試し移住生活体験についても再チャレンジできればと考えております。

○議長（川山光則君） 答弁が終わりました。再質問ありませんか。

田中議員。

○2番（田中 洋君） ご答弁いただきありがとうございました。

1点目の移住支援金を活用した実績は、3世帯7名の方が移住されたということ、そして3点目のお試し移住生活体験事業というのは、過去に実施はしたけれども、成果が得られなかったと。いずれにしても、人口減少を食い止めようとする取組はやはりなかなか思うように進まない。今後も厳しい状況が想定されますけれども、決して諦めることなく、今できることに全力を尽くしていただきたいと思います。将来を見据えながら、今を生きる我々にもしっかりと目を向けていただきたいと付け加えさせていただきます。

再質問は、2点目の子育て世帯以外の方が移住された場合の支援についてであります。基本的には、若い世代の移住、定住に重きを置いているというふうなお話でございました。この取組は非常に素晴らしいものなので、今後も持続可能な形を維持しながら継続していただきたいと思います。

その一方で、新婚でもなく、子育てもしていないという方もたくさんいらっしゃるわけで、これは民間の調査になってしまうのですが、20代から40代の未婚の男女1,200人に結婚についてアンケートを実施したところ、約4人に1人が結婚を望まないと、そのような結果が得られたそうです。もちろん未婚のまま子育てをする方や、入籍をせずにパートナー関係として暮らしている方もいるわけです。結婚や子供を望まない、そういった方が増加傾向にある以上、移住支援策として若い世代だけに重点を置くのではなく、幅広い世代に中泊町を選んでいただけるような支援策も並行して考えていかなければなりません。

ある自治体では、人口の約半分が移住者であると、そういったケースもございます。移住者が多い自治体に共通しているのは、独自の支

援策が充実しているからだと思います。幅広い世代の方に移住先として中泊町を選んでいただくための決め手となるような独自の支援、今後考えていただけませんか。ご答弁をお願いします。

○議長（川山光則君） 越野総合戦略課長。

○総合戦略課長（越野進一君） 田中議員の再質問にお答えいたします。

当課では、移住する方々をいかにお迎えすることができるかを考えて、昨年末に「中泊町で暮らすべ！！」という移住者向けのパンフレットを作成いたしております。この作成の経緯は、中泊町への移住を考えていただく取っかかりになればとの思いと、当課、総合戦略課が移住相談のワンストップ窓口であることの周知拡大、そしてまた当課自体の移住者の受入れ意識を高めること、これを目的とするもので、今年1月に東京ビッグサイトの移住フェアに初めて乗り込んだ際、当課のスタッフが30人ほどの田舎暮らしを考えている方々、こちらと面談にて活用いたしております。

今後は、様々な移住相談を受ける過程の中で、子育て以外の方々のニーズにも対応した必要な支援策を充実させてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川山光則君） 答弁が終わりました。再々質問ありますか。

（「ありません」の声あり）

○議長（川山光則君） これをもちまして田中議員の質問を終了します。

5番、塚本議員の質問を許可します。

塚本議員。

（5番 塚本悦子君登壇）

○5番（塚本悦子君） 議席5番、塚本悦子でございます。通告に従い、質問をさせていただきます。

1点目として、一段と災害に強い町を目指してについてであります。元日の午後4時10分、最大震度7の地震と津波の複合災害が能登半島を襲い、津波注意報も津軽半島にも及びました。被害者の伝える映像を見ると、先進国とは思えないほど悲惨な状態であります。お亡くなりになった方へ謹んでご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された全ての方に心からお見舞いを申し上げます。

この地震の特徴は、海岸近くの2つの活断層が連動し、烈震と同時に津波が発生したと言われております。立命館大学環太平洋文明研究

センター特任教授の高橋氏は、「震源の活断層が未知だと聞いても驚きはない。政府は、活断層の数を2,000以上と発表しているが、それらは地表から容易に見られる調査で、誰が見ても活断層と言えるものです。実際には無名の活断層を含めれば、少なく見積もっても3万以上の活断層が日本列島に存在する」と推測しています。

災害は、いつでもどこでも起こります。特に本町は能登半島と同様の半島です。防災の基本理念は、自助、共助、公助と言われています。防災の主体の中で基盤となるのは自助ですが、我が町は高齢化の著しい進行と単身世帯の増加、そして公助も脆弱性が高まって災害に弱い社会になっております。町では、防災意識を高めるため、防災ハザードマップを配布しております。

そこで、能登半島地震の被害状況に基づき、我が町の一段と災害に強いまちづくりを目指し、町民に安心安全を届けるために、まず1として防災ハザードマップについて、2、特に冬場の避難所の生活環境、3、備蓄品、4、防災部署（インフラに対応する技術職員）、5として町民への啓発など、以上の事項について防災計画や対策の整理、分析をし、今後の課題をお聞かせ願います。

次に、2点目として小泊国道339号の歩道整備と街灯設置についてであります。買物難民にならないよう、小泊国道浜町の信号からニコットの店まで歩道整備と街灯設置をお願いしたいのですが、これは以前から住民の要望で、ニコット店に買物に行くのに歩いて行く人、またシルバーカーで行く人は、歩道もなければ、夜間暗く、街灯もなく、とても危険な状況であります。地元の要望もあったそうですが、一向に進んでおりません。これまで夜、事故もあったそうですが、この先大事故にならないために安心して買物ができるよう、早く地元民の要望をかなえていただきたいと思います。現在の状況と計画をお聞かせ願います。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 塚本議員の質問に対する答弁を求めます。

濱館町長。

（町長 濱館豊光君登壇）

○町長（濱館豊光君） ただいまの塚本議員のご質問、能登半島地震の被災状況等も踏まえながら、我が町が一段と災害に強い町を目指していくと

きの5項目にわたる課題の認識についてでございますが、町では中泊町地域防災計画の修正を現在進めているところであります。今年度中には完了したいと、先日も防災会議を開催させていただき、意見を頂戴しているところであります。

さらに、町の防災力を高めるためには当該地域防災計画を基にしながら、より一層町の特性に沿うよう、津波避難計画や災害用備蓄計画のほか、マニュアルの見直しを進めてまいりたいと、全体的にはそういう考え方をしてございます。

まず、防災ハザードマップについてでございますが、国や県などの検討結果に基づきまして、現段階で想定される最大規模の降雨量や津波等に対応できるよう作成をしているものでありまして、想定の見直しがあった場合には随時更新をさせていただき、今後も町民の皆さんの防災意識の向上を目的として当該地区へ配布し、研修等での活用などを図ってまいりたいと考えてございます。

次に、冬場の避難所の生活環境についてでございますが、これはあえて説明する必要もないわけではありますが、町の1月、2月の平均気温というのは非常に厳しいものがありまして、マイナス1.8度程度ということでございますが、停電時にも使用できる反射式ストーブの活用等、自家発電設備の整った施設を避難所として利用するほか、一時避難で対応できない場合は広域避難や市部のホテルなどへの2次避難も今後は検討していきたいと考えてございます。

次に、備蓄品についてでございますが、先ほどの成田議員の質問への回答と同じような内容になるわけではありますが、避難生活の長期化に耐え得る適正な物資の量や物の種類の検討を進め、大規模災害に備えてまいりたいと考えてございます。

次に、インフラに対応する技術職員についてでございますが、国や県主催の研修への積極的な参加により養成を進めてまいりたいと考えておりますが、平時から各地区の実情把握に努めまして、大規模災害時における被害把握を迅速に行えるよう、今後も職員個人のスキルアップを図れるよう努めてまいりたいと考えております。

最後になりますが、町民への啓発につきましては、大規模災害を想定した防災訓練や防災をテーマにした講演会の開催など積極的に防災啓発活動を行うとともに、地区単位での自主防災組織設立に向けた取

組を行うなど、今後も継続して取り組んでまいりたいと考えております。

議員ご質問のほか、孤立地区の発生や避難所での夏の熱中症対策など検討すべき課題を洗い出し、解決に向けた取組を進めながら、災害に強いまちづくりを今後も推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（川山光則君） 横野副町長。

（副町長 横野彰吾君登壇）

○副町長（横野彰吾君） 塚本議員ご質問の小泊国道339号の歩道整備と街灯整備についてですが、小泊地域に関する案件でございますので、私のほうからお答えしたいと思います。

初めに、歩道整備につきましては、令和3年9月定例議会において荒関議員から同様の質問がございました。その中で、道路管理者である県に対しまして事業の実施に向けた要望だけではなく、その必要性をしっかりと働きかけながら進めていくと町長が答弁しております。

その後、すぐに県のほうが動きまして、町職員と県の担当者が一緒に現地確認を行い、歩道整備の必要性を共有しまして、県は令和4年度に測量設計業務に着手しまして、今年度は用地測量の実施、そして来年度、令和6年度には用地買収を予定していると伺っております。予算措置の関係から明確な完成時期が示されていませんが、確実に進んでいるものと理解しております。今後も引き続き、早急に完成するよう要望してまいりたいと思っております。

次に、2点目の街灯の設置についてお答えいたします。当該箇所には電力柱14本設置されております。このうち9本に安全対策及び防犯目的のために防犯灯を設置しております。先般、町担当職員が夕方に徒歩で現地を確認した結果、通勤時においては交通量も多く、防犯灯の設置がないところは暗く危険だなというふうな報告を受けております。私も毎日通勤時自家用車で通っておりますが、改めて歩行者目線で見ると確かに危険だなというふうに感じております。

対策といたしましては、現在設置されていない電柱5本についても令和6年6月の定例議会に防犯灯の設置に係る経費を計上し、議決いただいた後、早急に設置してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 答弁が終わりました。再質問ありますか。

塚本議員。

○5番（塚本悦子君） るるご丁寧なご答弁ありがとうございます。その中にあって、これまで令和3年のハザードマップ、とても詳しく載っています。でも、その中に液状化マップというのが載っていないのです。これは、地震で土地の液状化が起きる危険な土地、それを示すハザードマップを、作成しているところは少ないのですけれども、これから液状化の起きる危険性の高い土地も掲載していただきたいのと、このように思います。

そしてまた、備蓄品については、先ほど成田議員さんからのご答弁もお聞きしましたし、かなりなところまで準備するのだと。ホテルも、もしくはそういうことも考えていると、とてもいいのですけれども、さらに長期避難を強いられたときのことを考えますと、特に私は女性の視点を取り入れた備蓄品やトイレなどのもっともっと手厚い見直しも必要だと、そう思います。

また、停電時の防災無線の非常電源に対する対策もこれは必要ではないかなと、そう思うのでございます。

また、町民への啓発、これも行っているということで、常に町民の防災意識、講習会などと常に町民の意識が薄れないように、そしてまた防災部署に女性職員も充てるというふうな、なお一層の災害に強い町を目指していただきたいと思います。

次に、小泊地区の件であります、いろんな県とのやり取りをして、歩道は少し時間はかかるかなとは思いますが、街灯については独自でできるかなと思いますので、これは一日も早く明るくしていただきたいと、このように思います。大事故が起こる前に、心配しないで買物ができるように、交通弱者にならないように早く強くお願いを申し上げて質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（川山光則君） これをもちまして塚本議員の質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（川山光則君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時26分

第 1 回中泊町議会定例会

令和 6 年 3 月 1 5 日（金曜日）

○議事日程 第 3 号

- 1 報告第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和 5 年度中泊町一般会計補正予算第 9 号について)
- 2 報告第 3 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件
(令和 5 年度中泊町一般会計補正予算第 1 0 号について)
- 3 議案第 1 号 令和 6 年度中泊町一般会計予算について
- 4 議案第 2 号 令和 6 年度中泊町国民健康保険特別会計予算について
- 5 議案第 3 号 令和 6 年度中泊町介護保険事業特別会計予算について
- 6 議案第 4 号 令和 6 年度中泊町後期高齢者医療特別会計予算について
- 7 議案第 5 号 令和 6 年度中泊町水道事業特別会計予算について
- 8 議案第 6 号 令和 6 年度中泊町農業集落排水事業特別会計予算について
- 9 議案第 7 号 令和 6 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算について
- 1 0 議案第 8 号 中泊町奨学金返還支援基金条例の制定について
- 1 1 議案第 9 号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 1 2 議案第 1 0 号 中泊町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正について
- 1 3 議案第 1 1 号 中泊町介護保険条例の一部改正について
- 1 4 議案第 1 2 号 中泊町地域包括支援センター設置条例の一部改正について
- 1 5 議案第 1 3 号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

- 1 6 議案第 1 4 号 中泊町公民館条例の一部改正について
- 1 7 議案第 1 5 号 中泊町水道事業給水条例の一部改正について
- 1 8 議案第 1 6 号 中泊町老人福祉センター条例の廃止について
- 1 9 議案第 1 7 号 中泊町地域集会所条例の一部改正について
- 2 0 議案第 1 8 号 中泊町保健センター条例の廃止について
- 2 1 議案第 1 9 号 令和 5 年度中泊町一般会計補正予算第 1 1 号について
- 2 2 議案第 2 0 号 令和 5 年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第 3 号について
- 2 3 議案第 2 1 号 令和 5 年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第 4 号について
- 2 4 議案第 2 2 号 令和 5 年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号について
- 2 5 議案第 2 3 号 令和 5 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号について
- 2 6 議案第 2 4 号 令和 5 年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について
- 2 7 議案第 2 5 号 令和 5 年度中泊町水道事業特別会計補正予算第 5 号について
- 2 8 議案第 2 6 号 中泊町教育委員会委員の任命について
- 2 9 議案第 2 7 号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件
- 3 0 議案第 2 8 号 中泊町小説「津軽」の像記念館に係る指定管理者の指定について
- 3 1 議案第 2 9 号 主要農業施設に係る指定管理者の指定について
- 3 2 議案第 3 0 号 工事請負変更契約の締結について
- 3 3 議案第 3 1 号 工事請負変更契約の締結について
- 3 4 議案第 3 2 号 工事請負変更契約の締結について
- 3 5 議案第 3 3 号 債権の放棄について
- 3 6 議案第 3 4 号 債権の放棄について
- 3 7 発議第 1 号 中泊町議会基本条例の制定について
- 3 8 発議第 2 号 議員派遣について
- 3 9 次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項について

○出席議員（１３名）

1 番	鈴 木 長一郎	君	2 番	田 中 洋	君
3 番	成 田 直 人	君	4 番	秋 元 隆	君
5 番	塚 本 悦 子	君	6 番	荒 関 富 雄	君
7 番	秋 田 博	君	8 番	長 利 司	君
9 番	兵 庫 桂 蔵	君	1 0 番	青 山 雅 晴	君
1 1 番	沖 崎 勲	君	1 2 番	野 上 憲 幸	君
1 3 番	川 山 光 則	君			

○欠席議員（なし）

○出席説明員

町 長	濱 舘 豊 光	君
副 町 長	横 野 彰 吾	君
教 育 長	鈴 木 信 也	君
代 表 監 査 委 員	外 崎 良 造	君
総 務 課 長	下 山 貴 子	君
財 政 課 長	三 上 晃 瑠	君
総 合 戦 略 課 長	越 野 進 一	君
町 民 課 長 補 佐	成 田 寿 美	君
福 祉 課 長	阿 部 弘 喜	君
環 境 整 備 課 長	藤 本 雅 久	君
農 政 課 長	古 川 幹 人	君
水 産 商 工 観 光 課 長	山 中 哲 哉	君
小 泊 支 所 長	太 田 光 平	君
教 育 課 長	田 中 綾 人	君
税 務 会 計 課 長	三 上 康 栄	君
上 下 水 道 課 長	鈴 木 輝 文	君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	長 利 香代子	君
---------	---------	---

総務課行政係

議会事務局

総務課
秘書広報係

白川隼君

森千翔士君

古川安梨紗君

開議 午前 10 時 00 分

◎開議の宣告

○議長（川山光則君） 開会前に報告があります。宮越町民課長が諸事情により欠席のため、代わりに成田町民課長補佐が出席する申出がありましたので、これを許可したことをご報告します。

ただいまの出席議員数は 13 人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

本日は議案の審議を行います。

◎日程第 1 報告第 2 号

○議長（川山光則君） 日程第 1、報告第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

三上財政課長。

○財政課長（三上晃瑠君） 報告第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について、ご説明申し上げます。

令和 6 年 1 月 23 日付けで専決処分をいたしました専決第 2 号は、令和 5 年度中泊町一般会計補正予算第 9 号であります。

価格高騰重点支援事業等を実施するため、所要の予算補正を要することから、専決処分をしたものであります。

2 ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,950 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 83 億 9,971 万 2,000 円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

6 ページを御覧願います。3、歳出。第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 6 目企画費、7 節報償費に、ふるさと納税返礼品費用として記念品 274 万円を、11 節役務費に、ふるさと納税に係る郵便料から電子決裁手数料までの経費、合計で 173 万 7,000 円を計上しております。

第 3 款民生費、第 1 項社会福祉費、第 8 目緊急対策費に、価格高騰

重点支援事業に係る事務経費として、１０節需用費から１２節委託料まで合計１０３万円を、１８節負担金、補助及び交付金に、町内の住民税均等割が非課税の世帯及び均等割のみ課税世帯、３６０世帯に１０万円を給付する価格高騰重点支援給付金（均等割）３，６００万円を、町内の住民税均等割が非課税の世帯及び均等割のみ課税世帯の１８歳までのこども１６０人に５万円を給付する価格高騰重点支援給付金（こども加算）８００万円を計上しております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。５ページにお戻り願います。２、歳入。第１４款国庫支出金、第２項国庫補助金、第１目総務費補助金に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国予備費分）４，５０２万２，０００円を計上しております。

第１７款寄附金、第１項寄附金、第１目一般寄附金に、ふるさと納税寄付金として４４７万７，０００円を計上しております。

第１８款繰入金、第１項基金繰入金、第１目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として８，０００円を計上しております。

以上、令和５年度中泊町一般会計補正予算第９号についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
報告第２号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。
したがって、報告第２号は承認することに決定しました。

◎日程第２ 報告第３号

○議長（川山光則君） 日程第２、報告第３号 専決処分した事項の報告及び

承認を求めるの件を議題にします。

本件について担当課長に説明を求めます。

三上財政課長。

○財政課長（三上晃瑠君） 報告第3号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について、ご説明申し上げます。

令和6年2月28日付けで専決処分をいたしました専決第3号は、令和5年度中泊町一般会計補正予算第10号であります。

除排雪経費の不足のため、予算補正を要することから、専決処分をしたものであります。

2ページを御覧願います。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億971万2,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

6ページを御覧願います。3、歳出。第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3目防雪対策費、12節委託料に、町道除雪委託料1,000万円を計上しております。

次に、歳入についてご説明申し上げます。5ページにお戻り願います。2、歳入。第18款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金に、今回の補正財源として1,000万円を計上しております。

以上、令和5年度中泊町一般会計補正予算第10号についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） ただいま1,000万の専決処分ということで除排雪ということなのですけども、これは今回使われたものでしょうか。まず、それを先に聞きたいので、よろしくお願いします。

○議長（川山光則君） 藤本環境整備課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） 今回の1,000万は、2月25日現在の執行状況が98.2%で6,873万3,000円を使っております。

その後3月4日の除雪の作業に出ておりましたので、現在はもう7,000万を超えて、おおよそ7,400万ぐらいにはなっています。

○議長（川山光則君） 鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） そうすれば、今年みたいに雪ないのにもかかわらず予算を盛り込まなければいけないのであれば、除排雪の最初の予算の持ち方が少ないとか、そういうことも考えられないものなのですか。ほかから言われれば、今年何も雪降らないのに、1,000万もまた予算つけないといけないのかという町民からの話もあるので、どんなものでしょうか。もうちょっと入札金額を上げるとか、そういうふうなことはできないものなのでしょうか。

○議長（川山光則君） 藤本環境整備課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） ただいまの意見なのですけれども、当課の除雪に対する予算要求に関しては、平成21年から令和4年度までの決算額を基に最低出動というか、最低の費用であった年の5年間の平均を採用しており、それを端数処理という形にしているために、7,000万円の予算を要求して実施しております。

○議長（川山光則君） 鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） 5年間の平均をとることについて分かりました。

それで、私昨年も質問したのですけれども、町主体でやるということを進めているものなのでしょうか。

○議長（川山光則君） 藤本環境整備課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） 町主体でパトロールしていますし、今年度から試行的なのですけれども、機械がどこを走ったらどうかという管理システムも試行的にやって、それを2、3年ほど続けて、その成果を見ながら本格活用していきたいと思っております。

○議長（川山光則君） 鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） 分かりました。どうしても町主体でやれば、どうしても業者委託ばかりでやっているのであれば、町民からの苦情も出ると思いますので、ある程度町主体でやってもらわなければいけないと思いますので、そのようにやっていただければありがたいです。

これで質問終わります。ありがとうございました。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

報告第3号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号は承認することに決定しました。

◎日程第3 議案第1号から日程第9 議案第7号まで

○議長（川山光則君） 日程第3、議案第1号 令和6年度中泊町一般会計予算についてから日程第9、議案第7号 令和6年度中泊町漁業集落排水事業特別会計予算についてまでを一括議題とします。

本予算については、予算特別委員会に付託して審査いたしましたので、委員長に審査結果の報告を求めます。

長利司委員長。

（予算特別委員長 長利 司君登壇）

○予算特別委員長（長利 司君） 去る3月7日の本会議において、予算特別委員会に付託されました議案第1号から議案第7号までの令和6年度中泊町一般会計歳入歳出予算及び各特別会計歳入歳出予算について、3月12日及び13日の2日間にわたり慎重に審査いたしましたところ、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（川山光則君） 委員長報告が終わりましたので、これから令和6年度中泊町一般会計予算及び各特別会計予算についての総括質疑を行います。質疑ありませんか。

野上議員。

○12番（野上憲幸君） 総括ということで、今回の6年度の当初予算案ですけども、我々としては無難なものかなとは思いますが。

しかしながら、その中でいわゆる地域集落、当然これから少子高齢化での地域が衰退するわけです。そこで、その地域性を持った中身で

どういう具合にして地域を存続させるのかなと、そういうことに関した予算的なものが全然今回なかったわけでありましてけれども、当然集落の支援員等はつけております。彼らからもいろいろなご意見は聴取しているものだと思いますけれども、ただ集落によりましてはやっぱり当然地域の財産もあるわけです。いわゆる神社仏閣等もありますし、そして集落内で持っているいろいろな施設を集落の人たちが管理していることもあるわけです。

昔はやっぱり住民が多いときであれば、地域からの協賛金をいただきながら管理してきたわけですがけれども、なかなかそれが難しい。地域によっては、武田地区みたいに堤防の管理費で潤っているところもありますけれども、それは彼らも労働の対価として得たお金でそれを利用しながら、いわゆる地域のものを管理しているという形になっておりますけれども、ほかの地域ではなかなかそういうことができないのです。とすれば、これから地域のいわゆる生活インフラを維持するためには、何かしらいわゆる集落による共助の在り方と、それからいわゆる公的な公助の在り方を組合せした事業を何か起こせないかと。

例えば我々、私は薄市ですがけれども、薄市なんかは集落が大きいわけです。集落が大きければ、当然排水溝のいわゆる掃除とかいろんな形のものが出てきて、今、業者がやっております。それは一昔前であれば、やっぱり共同管理しながら、集落が朝に早起きして何日かの中身でいわゆる掃除する、清掃作業をするとかの中身をやっていったわけです。それが今は全部業者でやっている。そういう簡単なものを集落の人たちに年次計画を組みながらも、やっぱりそういう金の使い道を独自性を持った形にして予算組みできないかと。当然けがすれば駄目だし、それはそれとして保険もやらなければ駄目ですがけれども、これからまだまだもう20年、25年とすれば、今の人口が半減するわけです。とすれば、地域の生活インフラがまだまだできなくなってきました。行政だけでできないのです。と同時に、地域を維持する金も出てこないのです。

今、商工費の中身で祭りもやっています、予算化していますけれども。これは本町、そしてまた小泊下前の中身でしかやっていないのです。やろうとする集落であれば、今まで自前でやってきた中身もあるのです。しかしながら、まだまだいわゆる人口減になっていけば、そ

れすらできなくなるのです。そういう地域のいわゆる芸能文化にしても残そうとすれば、何かしら町としてもどこかで肉づけをする必要があるのではないかと。とすれば、無償でやれとは言いませんけれども、そういう形で地域住民が出た形で集落の生活インフラを整備すると。そういうモデルケース的なことをこれから高齢化社会に向けた形の在り方として、町長、どうですか、考えてみませんか。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） ただいまの野上議員のほうからお話のあった件につきましては、中泊町に限らず日本全国の地方が抱えている課題ではないかなと思っております。その課題に対してどう解決できるのかという方法は、今のところこれだというものがないのではないかなというふうに考えているわけであります。

その点に関しまして私自身の考え方を申し上げますとすれば、我が町には合併当時に掲げたスローガン「大地の恵と海の幸 心ひとつに希望のまち」という非常にすばらしいスローガンがあるわけであります。私なりにこのスローガンをどう理解しているのかと申し上げますと、まず地場にあります基幹産業である農業と漁業をしっかりと食えるものにすると。その食える形にした農業と漁業をベースにしながら、町民そのものが助け合い、そして一つの希望に向かって町づくりをしていくという形が理想なのではないかなと考えております。

その上で今やっておりますことは、議員ご承知のとおり、しっかりとした農業の基盤を固めることと作り育てる漁業をしっかりとやっていく、その上で子供たちの教育も力を入れながら、未来の町の姿を描いていく、描いた姿を町民みんなが共有して、そこに向かって努力していくのだということをまず根づかせることが大事なかなと思っております。

今合併20周年を前に19年なるわけですが、来年度、そのときに行われるわらび座の演劇があります。そのわらび座のタイトルは、「青春（アオハル）するべ！」という青春をテーマにしたものなのですが、1年後の20周年には町の未来の姿を描いた演劇というもの町民自らが演じることで希望の町を具体的にイメージしていただき、そこに向かって町民全体が助け合いながら進んでいくような形をつくれば、人口が半減しても、この町で、この地域で暮らしていく一

つの形というのが見えてくるのではないかなと、その上で予算の部分を考えていくべきではないかなと考えております。

先ほど議員のほうからお話があったとおり、兼任集落支援員が今40集落のうち20集落、19でしたか、まだ半分ぐらいいっていませんかと思いますけれども、出来上がっております。その一つの課題は、地域の今、議員からお話のあったような様々な課題を探りながら、自分たちがやるべきことをしっかりと組み立てていく、そこに町がどういう支援ができるのかを考えていく、そのことによって未来が開けてくるのではないかなと。

あわせて、20年後に30代になる今の小学生、中学生をどう育てるのかという部分に力を入れていくべきではないかなと考えているところであります。そのために、今年度の予算にも教育の関係で大分予算を投じながら、人づくりに力を入れていこうと考えております。

議員から見れば、今の町づくりに向けた予算が見えないのではないかなというお気持ちも分かるわけではありますが、何とかひとつ20年後の未来を見据えた予算であるということをご理解をいただきたく、お願い申し上げたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（川山光則君） 野上議員。

○12番（野上憲幸君） いわゆるソフト的なものを入れながら、確かにわらび座もそうでしょうけれども、しかし今いる人たちがどのぐらいのいわゆる生活環境の下にいるかとすれば、まだ満足しているわけでもないのです。確かに10年後、20年後、そういう世界になるかもしれません。ただ、それまで、ではその部分だけは目をつぶるわけですか。

そうではなくて、今いる人たちにもやっぱりそれぞれの中身でのやる気を出してもらって、それでみんなですべてやっぱりいわゆる共助と公助の中身を組合せして集落の存続を図りたいと。でなければ、なかなか無理なのです。今、神社とか修理するにしても、ほとんどできないのです。かといって、それを公助の中身で出してくれとは言えないのです。とすれば、どこでそれに似通ったような中身、いわゆる現行の予算の配分の仕方です。いろんな集落での使い道が出るかも分からないのです。

先ほど町長が言われましたように産業基盤の構築、これが一番です。我々もその恩恵にあずかりながら今事業しておりますけれども、恐ら

くもう１０年後には日本でも有数な農地として生まれ変わることは確かなのです。スマート農業も目いっぱい、これも青森県では突出した形での事業実施もしております。ただ、そこで残った人には物すごい大きなチャンスもあります。起業チャンスも出てきます。それはそれとして、現実的な生活インフラの中身もある程度は、これは新たな予算組みをしろとは言わないです。現行のある予算内でどういう具合にいわゆる使い回しができるかと、そういうものを検討してほしいと言っているのです。

とすれば、集落の人たちが今までまとまりなくて、ばらばらだった集落の人たちがまた当然朝でも、５時からでも、早起きしながらでも清掃作業にも出てくるのです。それは、予算化できないわけでもないでしょう。今ある予算の中身で組替えすればできないわけでもないのですから。そういう骨格の中身での集落と町との生き方を考えてみてはどうですかという中身の質問ということになりますけれども、ぜひともそういう中身に踏み込んでほしいと思っています。では、もう一度お願いします。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 再度のご質問で予算の組替えというお話が出たわけがありますが、私のほうでこういう話するのなんなのですが、町に予算があるのかと言われれば、私はないというふうに答えるしかないのだと思っています。私が県庁におったときには、知事が重点的な政策で使えるお金２０億円というものを寄せながら、重点事業というものに予算をつけてきたわけでありましたが、今町の中でどこをどう見ても、そういう予算が出てこないわけでありまして。私がやりたいことをいろいろ考えても、町には予算がないので、国、県から引っ張ってきてやっているのが実情だということをご理解いただきたいと思います。

その上で、今集落支援員に年間４０万という金が国から入ってきております。２０の団体が集落支援員を置いているとすれば、年間８００万という金が出てくるわけでありまして。その金をどう使って地域を維持していくのかということ为先ほど私申し上げた集落支援員の集落点検の中で出てきたときに、その４０万に対して上乗せをしていく金額については考えていきたい。それは、老人クラブたくさんあります

町内に。その老人クラブに今3万円とか4万円のお金が出ていて、これも不満をたくさんいただいております。4万円で何できるのだ、3万円で何できるのだ。その4万円、3万円、子供たちに出ているお金、小泊地域ではあります。子育てに一生懸命取り組んでいる団体に補助金出ています。それらのものを集落支援員を中心に40万に上乗せしていくことで、また町がそこに少しお金を支援していくことで、地域ごとにまとまった作業なりができるのではないかな、課題解決のお金に使えるのではないかなということも考えております。

そういう意味では、町が予算のつけ替えをしながら新しい事業を考えていくというのは難しいと思いますが、工夫をしながら何とか地域の今、議員がお話になったような課題、神社仏閣についてはもちろんできないわけではありますが、私の母も地藏様の維持だということで掃除しないといけない、草刈りしないといけないと出かけていっているわけですが、90歳超えた人が出ていかなければいけない状況というのも、私もじくじたる思いで見ているわけでありまして。そのことを何とか集落の中で、みんなで助け合いながらやっていけるような形もつくっていかねばいけないとは思っております。ただ、そこはお金だけではないのではないかなと。できることはやりますけれども、やっぱりお風呂に入りながら、もう一回地域の結束を固めて、助け合いというものをしっかりやっていけるような体制を、昔にあったような体制をつくっていくのも、戻していくのも必要なのではないかなと思っております。

以上であります。

○議長（川山光則君） 野上議員。

○12番（野上憲幸君） これで終わりますけれども、ただ、今、町長しゃべっているのは、そうなりたいと思っているのは誰でも現実を考えているのです。ただ、それができないから私こういう提案しているのです。

今までは、いわゆる若い人から年寄りまで今の倍以上もあったのですし、そして今がどうかとすれば、ほとんど年配の人たち。そしてまた、集落を維持するにしても、今生活扶助の対象世帯も物すごく多いのです。その人たちからやっぱりそういう協賛してもらおうということもできないですし、かといってそれでは今のものを維持できるかと、なかなかできないのです。できなければ、最低限集落の人たちが何か

の形で町と組合せを求めながら、どこかの中身で金をつくれれば、町がどこかで払うお金の中身のものをそういう中身と一緒にの形で労力提供できる形のものをできれば、それが何とか助けになるわけではないですか。それが今確かに速攻速攻ではないですが、新たな中身、例えば集落の支援員でもそうです、集落ごとに割り振りしているのか、人数で割り振りしているのか、世帯で割り振りしているのかと。とすれば、大きい集落には1人しかいなかったら、それだけの中身しか割当ては来ないのです。

町長がしゃべっている現実的な中身と、それは思想的な中身もあるし、取りあえずそういう中身に意識改革をしていこうではないかとするのが町長の中身かも分かりませんが、ただやっぱり先立つ何かのものが町も我々に対してこのぐらいの中身で、ただいつなくなるか分からないけれども、いずれにしても今あるものに対しては何かの形で予算、いわゆるそういう組合せでも何でもしながら、調達できるものは考えてみましょうという、そういう努力があってもいいのではないですか、やっぱり。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 町が努力をして何とかなるものであれば、努力したいのですけれども、皆さんご存じのとおり、今支える側と支えられる側という人口の比率が逆転している中で、どこまで町が支える側、支えられる側の逆転現象をカバーできるのかというのが、どこの地域でも、冒頭申し上げましたとおり、難しい現実なのだと思うのです。

だからこそ、我が町は集落支援員の制度を使って何がしかのお金が国から入ってきていますけれども、やっていない自治体がほとんどなのです。だから、苦しい、苦しいと言っているのは、一銭もお金が入っていない地域がいっぱいあるのです。決して1人頭幾らということに分けるお金でもないのです。地域の中で40万を使って何ができるかを考えてほしいというお金なのです。

これは、総務省がそういうお金をつくった、仕組みをつくったことにやっぱり我々思いをはせなければいけないのではないかなと思うのです。地域で様々な工夫をしながら、40万といえどもただばらまくのではなくて、みんなでそのお金を使って地域の足りない部分を助けていこうと、何とか改善していこうということに使っていただきたい。

そこに私が先ほど申し上げました老人クラブ3万円もらっても何もできない、だけれども43万円になれば、何かできるかもしれないのです。今年できなくても、来年できるかもしれないのです。そういうことを考えていただきたい、これ私からの希望であります。

以上であります。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

沖崎議員。

○11番（沖崎 勲君） なかなか財政は厳しい。いいときにはないのだけれども。

私も将来、未来のためになのですけれども、その一環として昨年度町長と教育長がフィリピンに行ったと。英語は国際語であるわけですので、英語を覚えさせようと。大変いいことだと思います。予算的にも少しは見られるわけですが、中身について、これは向こうから来る子供たち、大人が来る、またこっちからも行くのだと、そういう取組なのか。また、タブレットか何かの形式でやるのかちょっと確認します。では、担当課。

○議長（川山光則君） 田中教育課長。

○教育課長（田中綾人君） ただいまの質問にお答えいたします。

今回の予算に盛っているのは、メタバースを利用した学習ということになりますので、画面を通じての学習になりますので、議員おっしゃったものの後段のほうになります。交換で交流するという予算は、現状では盛っておりません。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 沖崎議員。

○11番（沖崎 勲君） やっぱり直に現地に行って体験する。そして、また財政の話になりますけれども、厳しいのは分かっていますけれども、やっぱり子供たちが行く、来る、そういう方向で考えてやらなければいけないと思う。ただ、この間大谷翔平選手が100人を募集してアメリカで勉強させると、そういうことになっておりますので、我が町もそれでなくして、子供たちを連れていく、呼ぶ、もうちょっと具体的に、何か時代が違えばそれきりなのではけれども、今回無理であっても、次はそういう予算を取って現地に行ってほしいと、そしてまた議員たちもそういうのを現場に行ってみると、そういう方向に

なってほしいなと思いますけれども、教育長、どうですか。

○議長（川山光則君） 鈴木教育長。

○教育長（鈴木信也君） 先ほど田中教育課長が答えたのは、当面の英語教育についてなのですけれども、町長のお話にもあったと思うのですけれども、将来的には英語だけ話せるのではなくて、英語は世界でかなりを占めている言語でありますけれども、英語とか国際的なものとか、そういうものを視野に入れてメタバースを展開していくという方向性でございます。

議員おっしゃるとおり、そこだけでは終わらなくて、長期的な展望としましては、例えばメタバースを一生懸命今小学校3年生からやりますよね。オンライン学習もやったりして、フィリピンの現状、国際的なものを見つける、そういう頑張ったご褒美として、例えば町から奨学金を出して短期留学させるとか、逆に向こうのほうを呼んでホームステイするとか、そういう構想も視野には入れております。ただ、現段階では、その一歩としてメタバース。

ただ、5月の27日にフィリピンのほうを視察しました大学について、議員説明会で課長のほうからも説明しましたけれども、そういうところと協定を結んで、そういう交流を将来に向けて構築すると、そういうふうなことは念頭に置いて進めております。

○議長（川山光則君） 沖崎議員。

○11番（沖崎 勲君） やっぱり現地の人たちと触れ合うと、こういう画面だけでなくして、そういうのは計画にあると思っていたのだけれども、何せ海外でありますので、金額も大分かかると。ただ、やっぱり英語は、今教育長が話したように各国とでなく、とにかく英語を覚えると、それから標準語を覚えて、それから行けばいいのであって、地域の学校では子供たちを盛り上げて、英語であれば田中課長はもうベテランだと思いますので、私もアメリカで大変世話になった記憶があります。弁護士とでも話をする彼でありますので。

これからいろいろな面、予算の面でも私たちも協力しますので、何とか子供たちと早い時期に出会えることを望んでおります。

終わります。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

塚本悦子議員。

○ 5 番（塚本悦子君） 先般沖崎議員さんの質問と同じ案件になって大変恐縮なのですが、津鉄存続のため芦野公園駅を終着駅とすれば、維持管理が大幅に削減になるという五所川原市議会議員の発言がありました。市民の中には、このような考えも一理あると思う人もあるかもしれません。

13日の東奥日報の明鏡欄に津鉄存続に知恵を絞ってという八王子市の方も投稿しておりました。中里駅は、今日まで長い間人たちの交通手段、そして観光、そして生活のよりどころになってきました。終着駅は始発駅であります。一議員の取るに足らない冒険だと思いましたが、再度町長さんにこの所感をお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（川山光則君） 濱館町長。

○町長（濱館豊光君） 塚本議員、今の津軽鉄道のお話でございしますが、五所川原市議会議員の発言に我々がコメントする立場にはないので、そのコメントに対してのお話というのは私から申し上げるべきではないと考えるわけではありますが、津軽鉄道の存続に関しまして、私自身が考えていることを先般も一度ご質問に対してお答えをしたつもりなのですが、今改めてまたお答えをしたいと思います。

津軽鉄道の歴史については、皆様方もご存じのとおり、昨日、今日できた鉄道ではないわけであります。森林鉄道の流れをくんで出来上がりながら、我々の中里地域、小泊地域の生活を支えるような貨物の運送も担っていた鉄道であるわけであります。そして、先般も申し上げましたとおり、昭和49年、五所川原農林高校が平和町から一野坪に移ったときに256万人という乗客を運んだこの地域の大動脈であるということは、皆さんも記憶しているところだと思います。

その津軽鉄道の線路がモーターリゼーション、いわゆるモーターシフト、車による移動が頻繁に行われ、道路網が整備されたことによって五所川原、中里地域が近くなったということで、車で移動する方のほうが多くなり、乗客がどんどん、どんどん減って、30万人あれば、何とか会社としては維持できるのですが、今20万を切っているような状況になってきていると。私の一番新しい数字の記憶では、この前まで観光客が15万人、地元の通勤通学で使っている方々が年間11万人、26万人なので、あと4万人頑張ればと言っていた矢先にコロ

ナがはやり出しまして、人々の動きが全くなり、20万どころか15万とか12万とか、そのくらいまで落ち込んできて、津軽鉄道自体が経営難に陥っているという理解をしているところであります。

これを何とか支えるために、様々な工夫をしながら線路の維持をしていかなければいけない。その中で出てきているのが、私自身も一度申し上げたことがあるのですが、例えば松山の坊っちゃん列車のような太宰治に特化したような路線にしてはどうかと。そのことで全国から集客が図れるのではないかとということも考えているわけでありま。そのことによって線路が維持できれば、生活にも使える。生活だけで維持できればいいのです、都会のように。ところが、実際には田舎に来るとなかなか厳しいという現状の中で、観光と生活路線を組み合わせで何とか会社として採算取れないか、取れるような方法がないか考えた中で出てきたのが先ほどのような話なのだと私は思っているわけでありま。今大事なのは、ありとあらゆる方法を考えながら、津軽鉄道という会社の存続と線路の存続を我々は工夫していくべきだろうなというふうに考えておるということでありま。

以上であります。

○議長（川山光則君） 塚本議員。

○5番（塚本悦子君） ありがとうございます。私もそう思っております。いずれ何十年かなると廃線にはなるとは思うのですが、そのときは五所川原発、中里終着駅として廃線になってほしい。何で途中芦野公園なのかなと、そこで私もあの紙面を見て怒りを感じたもので、これが、小さなことが大きくなればどうしようと、とても心配しました。

でも、皆さんと力を合わせて、できるだけこの路線を維持していくように、東京からもこんなメールが入っていましたので、頑張っていきたいと、そう思っていますので、皆さんもよろしくお願いいたします。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） それでは、ほかに質疑もありませんので、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第1号から議案第7号までを一括して採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第7号については委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第8号

○議長（川山光則君） 日程第10、議案第8号 中泊町奨学金返還支援基金条例の制定についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

越野総合戦略課長。

○総合戦略課長（越野進一君） 議案第8号 中泊町奨学金返還支援基金条例の制定について、ご説明申し上げます。

提出議案書つづりの5ページを御覧ください。この条例は、町内に住所を有しながら就業する若年層の奨学金返還を支援し、当町への移住・定住及び地域産業を担う人材の確保を図るための基金の設置に係る条例の制定を提案するものです。

6ページを御覧ください。条例の第1条（設置）につきましては、ただ今提案理由として申し上げましたので、省略いたしますが、第2条（積立額）では、基金の積立額は予算で定める額とし、第3条（管理）では、基金に属する現金の保管方法について、第4条（運用益金の処理）では、基金の運用から生じた収益を基金に繰り入れるものとしております。

また、第5条（繰替運用）では、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるとし、第6条（基金の処分）では、基金は、第1条で規定する事業、つまり奨学金返還支援事業の財源に充てる場合に限り処分することができるものとし、第7条（寄附金）では、当該事業に賛同する個人、法人その他の団体から送られた寄附金を経費に充てることのできるものとし、第8条（委任）では、この条

例の定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定めるものとしております。

最後になりますが、この条例は、新年度、令和6年4月1日から施行するものとし、今後、申請手続き等につきましては詳細の補助金交付要綱を定めて告示する予定としております。

なお、基金積立金につきましては、新年度予算に500万円を計上しており、この半分、2分の1が特別交付税措置されることになっております。

以上、中泊町奨学金返還支援基金条例の制定についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第9号

○議長（川山光則君） 日程第11、議案第9号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山総務課長。

○総務課長（下山貴子君） 議案第9号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの7ページを御覧ください。今回の改正は、「中泊町地域脱炭素に向けた再エネ導入戦略策定委員会」が設置されたこ

とに伴い、その委員に対する報酬及び費用弁償を定めるものであります。

条例の改正内容につきましては、条例等新旧対照表により説明いたします。新旧対照表の１ページを御覧ください。別表第１中に「中泊町地域脱炭素に向けた再エネ導入戦略策定委員会」の委員長及び委員の報酬を加え、２ページを御覧ください。別表第３中に「中泊町地域脱炭素に向けた再エネ導入戦略策定委員会」の旧中里町、旧小泊村、県内他市町村、県外の費用弁償の額を加えるものです。

以上、議案第９号 中泊町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第９号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第１０号

○議長（川山光則君） 日程第１２、議案第１０号 中泊町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

阿部福祉課長。

○福祉課長（阿部弘喜君） 議案第１０号 中泊町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの９ページを御覧願います。この条例の改正は、本年４月１日施行の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に

関する法律」の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容については、条例等新旧対照表によりご説明申し上げます。
条例等新旧対照表の３ページを御覧願います。中泊町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正するもので、第２条第２項第６号中「第１０条第１項」の次に「又は第１０条の２」を加えるものであります。

なお、本条例は、令和６年４月１日から施行するものであります。

以上、議案第１０号 中泊町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第１０号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第１０号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１３ 議案第１１号

○議長（川山光則君） 日程第１３、議案第１１号 中泊町介護保険条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

阿部福祉課長。

○福祉課長（阿部弘喜君） 議案第１１号 中泊町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの１１ページを御覧願います。今回の条例改正は、令和６年度から８年度までを計画期間とする第９期中泊町介護保険事業計画の策定により、介護保険料の改定に伴う条文の整備をするため、

条例の一部を改正するものであります。

第9期計画の策定に当たっては、サービス受給者数の見込みや近年の給付実績等を基に、今後3年間で見込まれる給付費を推計し、保険料については、急激な上昇を抑えるための介護給付費準備基金の取崩しを見込んだ上で算出しております。

改正内容については、条例等新旧対照表によりご説明申し上げます。条例等新旧対照表の4ページを御覧願います。第2条第1項を御覧願います。新たな保険料率は、令和6年度から令和8年度の介護保険料に適用される旨改正しております。

第1号では、所得段階第1段階の保険料について、年額4万1,940円から3万9,312円に改定しております。

第2号では、第2段階の保険料について、6万2,910円から5万9,184円に改定しております。

第3号では、第3段階の保険料について、6万2,910円から5万9,616円に改定しております。

第4号では、第4段階の保険料について、7万5,492円から7万7,760円に改定しております。

第5号では、第5段階の保険料について、8万3,880円から8万6,400円に改定しております。

第6号では、第6段階の保険料について、10万656円から10万3,680円に改定しております。

第7号では、第7段階の保険料について、10万9,044円から11万2,320円に改定しております。

第8号では、第8段階の保険料について、12万5,820円から12万9,600円に改定しております。

第9号では、第9段階の保険料について、14万2,596円から14万6,880円に改定しております。

新たに追加となる段階として、第10号では、第10段階の保険料について、16万4,160円を加えるものです。

第11号では、第11段階の保険料について、18万1,440円を加えるものです。

第12号では、第12段階の保険料について、19万8,720円を加えるものです。

第13号では、第13段階の保険料について、20万7,360円を加えるものです。

第2項から第4項までは、令和6年度から令和8年度までの低所得者の保険料の軽減に係る改正であります。

第2項は、所得段階第1段階の保険料の軽減についての改正であります。第1段階の保険料3万9,312円から1万4,688円軽減し、軽減後の年間保険料を現行の2万5,164円から2万4,624円に改めるものであります。

第3項は、第2段階の保険料5万9,184円から1万7,280円軽減し、5ページを御覧願います。軽減後の年間保険料を現行の4万1,940円から4万1,904円に改めるものであります。

第4項は、第3段階の保険料を5万9,616円から43,200円軽減し、軽減後の年間保険料を現行の5万8,716円から5万9,184円に改めるものであります。

以上、議案第11号 中泊町介護保険条例の一部改正についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第12号

○議長（川山光則君） 日程第14、議案第12号 中泊町地域包括支援センター設置条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

阿部福祉課長。

○福祉課長（阿部弘喜君） 議案第１２号 中泊町地域包括支援センター設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの１３ページを御覧願います。本改正は、中泊町地域包括支援センター移転のため、提案するものであります。

改正内容については、条例等新旧対照表によりご説明申し上げます。条例等新旧対照表の５ページを御覧願います。現在、体育センター内に設置している地域包括支援センターを、中泊町総合福祉健康センターに移転することとし、その位置を「中泊町大字中里字宝森７０番地１」から「中泊町大字中里字亀山１７０番地１」に改めるものであります。

なお、本条例は、公布の日から施行し、令和６年２月１日から適用するものであります。

以上、議案第１２号 中泊町地域包括支援センター設置条例の一部改正についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第１２号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１２号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１５ 議案第１３号

○議長（川山光則君） 日程第１５、議案第１３号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山総務課長。

○総務課長（下山貴子君） 議案第13号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの15ページを御覧ください。消防力の整備指針第36条の規定等に基づき、消防団員の定数を地域の実情に応じて必要な数とすることから、条例の一部を改正するものです。

消防団員の定数は、平成20年4月1日に325人に改められたものですが、町の人口減少に伴い、団員数も減少しており、実員数と乖離している状況にあることから定数を減らすものです。

条例の改正内容につきましては、条例等新旧対照表により説明いたします。新旧対照表の5ページを御覧ください。第2条中、団員の定数を「325人」を「255人」に改めるものです。

以上、議案第13号 中泊町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についての説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第14号

○議長（川山光則君） 日程第16、議案第14号 中泊町公民館条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

田中教育課長。

○教育課長（田中綾人君） 議案第 14 号 中泊町公民館条例の一部改正についてご説明いたします。

本条例の改正については、12月の議会説明会でもご説明差し上げましたが、皆さまにご愛顧いただいている中央公民館が、昭和48年3月の竣工から51年を経過し老朽化が著しい状態となっており、根本的に改修するためには修繕のみならず耐震改修など多額の費用が必要となることから、湯らぱーくなど簡単な集会ができる代替施設のオープンを契機に、この際、中央公民館施設を廃止するための改正になります。なお、公民館活動は引き続き、パルナスなどの施設を利用して今までどおり継続いたします。

改正内容は条例等新旧対照表でご説明いたしますので、6ページを御覧願います。第2条では、表の「中央館」の位置を、現行の場所から教育委員会事務局がある本庁舎の位置に変更しております。また、本改正に併せ、第4条の公民館運営審議会の規定は、上位の法令である社会教育法第29条第1項の規定を踏襲して「置くことができる」規定に改めました。そして、別表の使用料の表ですが、施設の廃止に合わせ、中央公民館使用料の項を削っております。

以上、議案第14号 中泊町公民館条例の一部改正についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 15 号

○議長（川山光則君） 日程第 17、議案第 15 号 中泊町水道事業給水条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

鈴木上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木輝文君） 議案第 15 号 中泊町水道事業給水条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

議案書つづりの 19 ページを御覧願います。本条例は、「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律」が制定され、水道法等による権限が令和 6 年 4 月より厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣へ移管されることから、条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、条例等新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表の 8 ページを御覧願います。第 5 条、第 35 条第 2 項ただし書及び第 41 条第 1 号中で、それぞれ「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めております。

以上、議案第 15 号 中泊町水道事業給水条例の一部改正についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 15 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 18 議案第 16 号

○議長（川山光則君） 日程第 18、議案第 16 号 中泊町老人福祉センター条例の廃止についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

阿部福祉課長。

○福祉課長（阿部弘喜君） 議案第 16 号 中泊町老人福祉センター条例の廃止についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの 21 ページを御覧願います。本施設は、老人の福祉に関する事業を行うことを目的とし、昭和 51 年から関連する事業を行って参りました。

この度、中泊町総合福祉健康センター「湯らぱーく」の供用開始により、中泊町老人福祉センターを用途廃止することから、条例を廃止するものです。

以上、議案第 16 号 中泊町老人福祉センター条例の廃止についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 16 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 19 議案第 17 号

○議長（川山光則君） 日程第 19、議案第 17 号 中泊町地域集会所条例の一部改正についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上財政課長。

○財政課長（三上晃瑠君） 議案第 17 号 中泊町地域集会所条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

提出議案書つづりの 23 ページを御覧願います。中泊町老人福祉センター条例の廃止に伴い、中泊町老人福祉センター B 型（鶴寿荘）を地域集会所へ移管するため条例の一部を改正するものです。

条例の改正内容につきましては、条例等新旧対照表によりご説明いたします。新旧対照表の 9 ページを御覧願います。中泊町地域集会所条例の一部を次のように改正するものであります。

第 2 条の表中、武田あけぼのセンター、中泊町大字田茂木字若宮 723 の下に老人福祉センター B 型（鶴寿荘）中泊町大字豊岡字片岡 1-1 を追加するものであります。

本条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行いたします。

以上、議案第 17 号 中泊町地域集会所条例の一部改正についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 17 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 20 議案第 18 号

○議長（川山光則君） 日程第 20、議案第 18 号 中泊町保健センター条例の廃止についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

成田町民課長補佐。

○町民課長補佐（成田寿美君） 議案第18号 中泊町保健センター条例の廃止についてご説明申し上げます。

提出議案書つづりの25ページを御覧願います。中里保健センター及び小泊保健センターは、老朽化により保健センターとして利用が困難になり、閉所しております。このことから、中泊町保健センター条例を廃止するものです。

今後、行政財産から普通財産への所管替手続きを行う予定としております。

以上、議案第18号 中泊町保健センター条例の廃止についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第18号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第19号

○議長（川山光則君） 日程第21、議案第19号 令和5年度中泊町一般会計補正予算第11号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

三上財政課長。

○財政課長（三上晃瑠君） 議案第19号 令和5年度中泊町一般会計補正予算第11号についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

1 億 3, 5 2 7 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 5 億 4, 4 9 9 万 1, 0 0 0 円とするものであります。

歳入歳出予算補正の主なものについて、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明いたします。

最初に歳出についてご説明いたします。1 8 ページを御覧願います。

3、歳出。第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 4 目財政調整基金費、2 4 節積立金に 6, 2 0 5 万 5, 0 0 0 円を、第 1 5 目減債基金費、2 4 節積立金に 1 億 6, 9 4 9 万 8, 0 0 0 円を、第 1 8 目合併振興基金費、2 4 節積立金に 2 0 0 万円を計上しております。

1 9 ページを御覧願います。第 1 9 目緊急対策費、1 8 節負担金、補助及び交付金に、事業費の精査により、楽天 E d y ギフト 2, 4 2 3 万 1, 0 0 0 円、省エネ家電購入・買替え促進助成金 5 7 8 万 3, 0 0 0 円をそれぞれ減額しております。

2 2 ページを御覧願います。第 3 款民生費、第 1 項社会福祉費、第 1 目社会福祉総務費、2 7 節繰出金に、介護保険特別会計繰出金の額の確定に伴い合計で 5 1 5 万 6, 0 0 0 円を計上しております。

第 8 目緊急対策費、1 8 節負担金、補助及び交付金に、価格高騰重点支援給付金の精査に伴い 2, 1 1 0 万円を減額しております。

2 3 ページを御覧願います。第 2 項児童福祉費、第 3 目子ども・子育て支援事業費、1 9 節扶助費で、施設型給付費（広域入所）から（町内）に 1, 1 0 0 万円の組み換えを行っています。

第 4 款衛生費、第 1 項保健衛生費、第 1 目保健衛生総務費、2 7 節繰出金で、国民健康保険特別会計（事業勘定）から国民健康保険特別会計（診療施設勘定）まで、額の確定により合計で 2, 7 3 6 万 7, 0 0 0 円を計上しております。

2 4 ページを御覧願います。第 5 目老人保健対策費、2 7 節繰出金で、後期高齢者医療特別会計繰出金の額の確定により、2 7 0 万 9, 0 0 0 円を減額しております。

第 8 目緊急対策費、新型コロナウイルスワクチン予防接種事業で、3 節職員手当等から 1 3 節使用料及び賃借料まで、額の精査により合計で 9, 6 5 5 万 6, 0 0 0 円を減額しております。

第 2 項清掃費、第 1 目清掃総務費、1 8 節負担金、補助及び交付金で、額の確定により西北五環境整備事務組合負担金 7 1 2 万 2, 0 0

0 円を減額しております。

26 ページを御覧願います。第6 款農林水産業費、第4 項農地費、第2 目土地改良費、18 節負担金、補助及び交付金で、国の補正予算に係る事業として、県営十三湖地区経営体育成基盤整備事業負担金から県営農地中間管理機構関連農地整備事業負担金まで、合計で1 億4,329 万4,000 円を計上しております。

27 ページを御覧願います。第7 款商工費、第1 項商工費、第1 目商工費、18 節負担金、補助及び交付金で、額の確定により起業・創業チャレンジ支援金600 万円を減額しております。

29 ページを御覧願います。第9 款消防費、第1 項消防費、第1 目常備消防費、18 節負担金、補助及び交付金で、額の確定により五所川原地区消防事務組合負担金1,143 万3,000 円を減額しております。

そのほか、既定予算額の精査や事業費の確定などにより所要の補正を行っております。

次に、歳入につきましての主なものをご説明いたします。11 ページへお戻り願います。2、歳入。第1 款町税、第1 項町民税、第1 目個人町民税及び第2 目法人町民税で、合計5,153 万7,000 円を計上し、第2 項固定資産税では9,575 万3,000 円を計上しております。

第10 款地方交付税、第1 項地方交付税、第1 目地方交付税で、物価高騰対策に係る交付税の増額により4,886 万1,000 円を計上しております。

12 ページを御覧願います。第14 款国庫支出金、第1 項国庫負担金、第2 目衛生費負担金で、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金で7,806 万5,000 円を減額しております。

13 ページを御覧願います。第2 項国庫補助金、第1 目総務費補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金から物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金まで、3,983 万5,000 円を減額しております。

15 ページを御覧願います。第16 款財産収入、第2 項財産売却収入、第1 目物品売却収入では、不要となった除雪機械3 台、公用車2 台の売却収入の合計355 万8,000 円を、第2 目不動産売却収入

では、旧武田診療所 2 2 3 万円、旧今泉小学校体育館 1 , 2 9 4 万円など合計で 1 , 5 3 0 万円を計上しております。

第 1 7 款寄附金、第 1 項寄附金、第 1 目一般寄附金では、ふるさと納税額の精査により 4 5 8 万 1 , 0 0 0 円を計上しております。

1 6 ページを御覧願います。第 2 1 款町債、第 1 項町債、第 1 目総務債から 1 7 ページを御覧ください。第 5 目消防債まで合計で 1 億 2 , 6 2 0 万円を計上しております。

次に、繰越明許費、債務負担行為補正、地方債補正について、ご説明いたします。6 ページを御覧願います。第 2 表繰越明許費、1、追加、第 2 款総務費、第 3 項戸籍住民基本台帳費、マイナンバー制度対応事業（住基システム）から第 4 款衛生費、第 1 項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業（令和 5 年度）の 3 事業において、年度内にその支出が終わらないことから、翌年度に繰り越して使用するため設定するものであります。

7 ページを御覧願います。第 3 表債務負担行為補正では、指定管理者制度による公の施設の管理運営業務及び令和 6 年度で予定する事業において、本年度で契約の締結を要するものについて追加設定し、2、変更では、既に契約済みの指定管理者制度による公の施設の管理運営業務について、限度額を変更しております。

8 ページを御覧願います。第 4 表地方債補正、1、変更では、総合福祉健康センター建設事業から県営防災重点農業用ため池整備事業までの 4 事業について、事業費の確定等に伴い限度額をそれぞれ変更しております。

2、廃止では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業として実施したため廃止するものであります。

以上、議案第 1 9 号 令和 5 年度中泊町一般会計補正予算第 1 1 号についてのご説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

荒関議員。

○6 番（荒関富雄君） 2 9 ページ、子供たちのヘルメットの助成の件なのですけれども、教育総務費の中でヘルメットの購入助成、減額 2 4 0 万となっていますけれども、実際これから春先になりますと、結構子供

たち自転車で一般道を走っているのを見受けるのですけれども、ほとんどの子供たちがヘルメットの着用をしていないような、私は状況下にあると思うのです。

今自転車の交通事故、都市部のほうでは多発して、こっちのほうではそんなに事故はないのでしょうかけれども、通学の安全上ヘルメットの着用は義務づけられないものなののでしょうか。そこいら辺ご答弁願いたいと思います。

○議長（川山光則君） 田中教育課長。

○教育課長（田中綾人君） ただいまの質問にお答えいたします。

ヘルメットの助成、大幅減額ということなのですからけれども、ヘルメットの着用を義務化するかどうか。仮にこれやるとすれば、校則で縛る、そういうことになると思いますけれども、校則で縛るとなると、学校、それから保護者、子供たちも含めてなのですからけれども、それぞれ合意といいますか、校則の改正をやっぱりやっぺいといかないといけない。それから、先生方が校則に定められた場合は、やっぱりちょっと言い方は悪いかもしれないですが、取締り、そういったこと負担になる。そういうことも考えまして、校則化は教育委員会としては強制はしない、そういうことで判断しております。

以上でございます。

○議長（川山光則君） 荒関議員。

○6番（荒関富雄君） いろいろ事情があつて、そうなるのでしょうかけれども、であれば、ヘルメットの助成金をやった、設立してこういう形で町のほうでは予算化して、いわゆる手当てをして、ヘルメットを着用してほしいという私は意思があつて、これ予算化したと思うのです。それが親御さんたちのほうにうまく伝わっていないのか。

よく町長も意識改革と申しますけれども、意識の問題だと思うのです。結構ヘルメットを半強制的に義務化されたような形になった場合、年寄り結構いろんな形でヘルメットは着用していると思うのです。それが子供たちが着用していないということになれば危険性とか、いろんな面でもうちょっと何かの機会に話し合つて、着用率を高めていただく方法をご検討願えないものなのでしょうか。

○議長（川山光則君） 田中教育課長。

○教育課長（田中綾人君） ただいまの質問にお答えいたします。

先ほど義務化は見送ったということでございますけれども、教育委員会の今回取組としまして、もちろん広報、それからホームページに掲載したほか、街頭指導、交通安全の街頭で立つときに看板を持ってPRしたりとか、それから少年の主張大会では教育委員会の職員がちょっと寸劇をやりまして、ヘルメットの大切さ、こういったこと啓発したり、高校生も対象でございますので、駅で高校生に対してチラシをまいたりとか、一応こちらとして考えられるもの、それから電子申請導入したりとか、若い人が申請しやすいような、紙でなくて電子で申請できる、こういったものもやっていたわけでございますが、残念ながらといいますか、そこまで申請はなかった、そのように思います。

一方、9月にヘルメットの着用に関する警察庁の発表ございまして、青森県は2.5%だと、全国平均から大分低い状況だ、こういう報道がありました。県内でもそういう状況なのですけれども、うちは初めてヘルメット助成を始めた町ですので、今後も今年度の先ほど議案第1号でご承認いただいた当初の予算にも小学校4年生の部分はヘルメット補助金継続しておりますので、今後もヘルメットの大切さ、命を守る大切さ、これを粘り強く普及していきたい、このように考えております。

以上です。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

鈴木議員。

○1番（鈴木長一郎君） 27ページの商工費なのですけれども、補助金のまつり実行委員会、そして起業・創業チャレンジ、大幅に減額になっているのですけれども、これはどういうことなのでしょう。

○議長（川山光則君） 山中水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（山中哲哉君） まず、今ご質問のあったまつりの実行委員会については、両地域で今回祭り、去年、昨年やりました。そのまず不用額ということになります。

あと、その下の起業・創業チャレンジ、減額の600万、これは昨年の9月にビジコンというものをやったのですけれども、3名の方が出場いたしました。しかしながら、町の支援をする最優秀賞、優秀賞という方がまず大会、その審査で出なかったことによって、町で支援するための300万円2人分、これがまず執行されなかったための減

額となります。

以上でございます。

○議長（川山光則君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） ほかにないようですので、質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第19号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第20号

○議長（川山光則君） 日程第22、議案第20号 令和5年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

成田町民課長補佐。

○町民課長補佐（成田寿美君） 議案第20号 令和5年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、ご説明いたします。

事業勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,532万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億27万2,000円とし、診療施設勘定の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ178万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,767万7,000円とするものであります。

補正する歳入歳出予算について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、事業勘定の歳出からご説明いたします。

9ページを御覧願います。3、歳出。10ページを御覧願います。第9款諸支出金、第2項繰出金、第1目直営診療施設勘定繰出金で1,

5 1 9 万 4 , 0 0 0 円を計上しております。特別調整交付金を診療施設勘定に繰り出しするものであります。

次に歳入であります。7 ページにお戻り願います。2、歳入。第4 款県支出金、第1 項県補助金、第1 目保険給付費等交付金で、1 , 4 2 1 万 5 , 0 0 0 円を計上しております。

第6 款繰入金、第1 項一般会計繰入金、第1 目一般会計繰入金において、1 節保険基盤安定繰入金（軽減分）から、8 ページを御覧願います。7 節産前産後保険料繰入金まで、それぞれ額が確定したことにより、合計で2 6 2 万 5 , 0 0 0 円を減額しております。

第2 項財政調整基金繰入金、第1 目財政調整基金繰入金において、3 1 1 万 6 , 0 0 0 円を計上しております。

第8 款諸収入、第3 項雑入、第1 目一般被保険者第三者納付金に、5 6 万 5 , 0 0 0 円を計上しております。

以上で、事業勘定の説明を終わります。

続いて、診療施設勘定について、歳出からご説明いたします。1 5 ページを御覧願います。3、歳出。第1 款総務費、第1 項医療施設管理費、第1 目一般管理費において、2 節給料から2 6 節公課費まで合計で3 4 万 5 , 0 0 0 円を減額しております。

第2 款医業費、第1 項医科用医業費、第1 目機械器具費から、第2 目医薬材料費まで、合計で6 8 万円を減額しております。

1 6 ページを御覧願います。第2 項歯科用医業費、第1 目機械器具費から、第2 目医薬材料費まで、合計で8 5 万円を減額しております。

次に歳入であります。1 2 ページにお戻り願います。2、歳入。第1 款診療収入、第1 項医科外来収入において、第1 目国民健康保険診療報酬収入から第5 目生保・予防法診療報酬収入まで、精査の上、合計で3 , 1 9 1 万 2 , 0 0 0 円を減額しております。

第2 項歯科外来収入においても、第1 目国民健康保険診療報酬収入から、1 3 ページを御覧願います。第5 目生保・予防法診療報酬収入まで、精査の上、合計で1 , 3 2 6 万 4 , 0 0 0 円を減額しております。

第3 款繰入金、第1 項他会計繰入金において、第1 目事業勘定繰入金で、1 , 4 6 4 万 6 , 0 0 0 円を、第2 目一般会計繰入金で、2 , 9 9 8 万 8 , 0 0 0 円を、合計で4 , 4 6 3 万 4 , 0 0 0 円を計上し

ております。

第5款諸収入、第2項受託事業収入、第1目特定健康診査等受託収入から、14ページを御覧願います。第2目予防接種代金まで、合計で107万円を減額しております。

以上で、議案第20号 令和5年度中泊町国民健康保険特別会計補正予算第3号について、ご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第21号

○議長（川山光則君） 日程第23、議案第21号 令和5年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第4号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

阿部福祉課長。

○福祉課長（阿部弘喜君） 議案第21号 令和5年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第4号について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,549万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億9,190万8,000円とするものであります。

歳入歳出予算補正について、歳入歳出補正予算事項別明細書により、その主なものについてご説明いたします。

最初に歳出についてご説明いたします。9ページを御覧願います。

3、歳出。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目介護サービス給付費、18節負担金、補助及び交付金で、居宅介護サービス利用者の増等により、居宅介護サービス給付費744万1,000円、介護療養型医療施設から介護医療院へ転換分として、施設介護サービス給付費5,219万8,000円、居宅介護サービス計画給付費76万4,000円、グループホーム利用者等の減により地域密着型介護サービス給付費2,200万円減など、合計3,845万3,000円を計上しております。

第2項介護予防サービス等諸費、第1目介護予防サービス給付費、18節負担金、補助及び交付金で、負担金207万7,000円を減額しております。

10ページを御覧願います。第5項特定入所者介護サービス等費、第1目特定入所者介護サービス等費、18節負担金、補助及び交付金で、負担金589万1,000円を計上しております。

第3款地域支援事業費、第1項介護予防・生活支援サービス事業費、第1目介護予防・生活支援サービス事業費、18節負担金、補助及び交付金で、訪問型サービス支給費113万7,000円、通所型サービス支給費118万9,000円など合計236万2,000円を計上しております。

次に、歳入について主なものをご説明いたします。6ページにお戻り願います。2、歳入。第1款保険料、第1項介護保険料、第1目第1号被保険者保険料で、今年度の賦課状況等を踏まえ399万6,000円を計上しております。

その他、歳出との関連において、第3款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金に548万5,000円を計上しております。

第2項国庫補助金、第1目調整交付金に991万9,000円を計上しております。

7ページを御覧願います。第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金に1,132万3,000円を計上しております。

第5款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金に814万4,000円を計上しております。

第7款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目介護給付費繰入金から、8ページを御覧願います。第5目低所得者保険料軽減繰入金まで、合計515万6,000円を計上しております。

以上、議案第21号 令和5年度中泊町介護保険事業特別会計補正予算第4号についてご説明申し上げました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第22号

○議長（川山光則君） 日程第24、議案第22号 令和5年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

鈴木上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木輝文君） 議案第22号 令和5年度中泊町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算総額をそれぞれ340万9,000円減額し、予算総額をそれぞれ4,477万4,000円とするものです。

議案書の5ページをお開き願います。事項別明細書でご説明いたします。

最初に歳出についてご説明いたします。3、歳出。第1款事業費、第1項施設管理費、第1目一般管理費、10節需用費で、印刷製本費1万5,000円を計上し、12節委託料で、公営企業法適用支援業

務 1 7 0 万円、第 2 目施設管理費、1 0 節需用費で、電気料 4 7 万円、
1 2 節委託料で、処理施設管理業務委託料 1 2 5 万 4, 0 0 0 円をそ
れぞれ減額いたしております。

次に、歳入についてご説明いたします。2、歳入。第 2 款繰入金、
第 1 項繰入金、第 1 目繰入金で、一般会計繰入金 2 7 7 万 7, 0 0 0
円を減額し、第 3 款繰越金、第 1 項繰越金、第 1 目繰越金で、前年度
繰越金 1 1 6 万 8, 0 0 0 円を計上し、第 5 款町債、第 1 項町債、第
1 目下水道事業債で公営企業会計適用事業債 1 8 0 万円を減額いたし
ております。

以上、議案第 2 2 号 令和 5 年度中泊町農業集落排水事業特別会計
補正予算第 1 号の説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 2 2 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませ
んか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 2 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 5 議案第 2 3 号

○議長（川山光則君） 日程第 2 5、議案第 2 3 号 令和 5 年度中泊町漁業集
落排水事業特別会計補正予算第 1 号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

鈴木上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木輝文君） 議案第 2 3 号 令和 5 年度中泊町漁業集落排
水事業特別会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算総額をそれぞれ 3 1 1 万円減額し、予算総額をそれぞ

れ 2, 819 万 8, 000 円とするものです。

議案書の 5 ページをお開き願います。事項別明細書でご説明いたします。

最初に歳出についてご説明いたします。3、歳出。第 1 款事業費、第 1 項施設管理費、第 1 目一般管理費、10 節需用費で、印刷製本費 1 万 5, 000 円を計上し、12 節委託料で、公営企業法適用支援業務 170 万円、第 2 目施設管理費、10 節需用費で、電気料 60 万円、12 節委託料で、処理施設管理業務料 82 万 5, 000 円をそれぞれ減額いたしております。

次に、歳入についてご説明いたします。2、歳入。第 2 款繰入金、第 1 項繰入金、第 1 目繰入金で、一般会計繰入金 207 万 8, 000 円を減額し、第 3 款繰越金、第 1 項繰越金、第 1 目繰越金で、前年度繰越金 76 万 8, 000 円を計上し、第 5 款町債、第 1 項町債、第 1 目下水道事業債で、公営企業会計適用事業債 180 万円を減額いたしております。

以上、議案第 23 号 令和 5 年度中泊町漁業集落排水事業特別会計補正予算第 1 号の説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第 23 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 26 議案第 24 号

○議長（川山光則君） 日程第 26、議案第 24 号 令和 5 年度中泊町後期高

齢者医療特別会計補正予算第1号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

成田町民課長補佐。

○町民課長補佐（成田寿美君） 議案第24号 令和5年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、ご説明いたします。

令和5年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,709万9,000円とするものであります。

補正する歳入歳出予算の主なものを、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明いたします。

7ページを御覧願います。3、歳出。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、12節委託料、13節使用料及び賃借料で合計111万円を減額しております。

第2款後期高齢者医療連合納付金、第1項後期高齢者医療連合納付金、第1目後期高齢者医療連合納付金、18節負担金、補助及び交付金に、後期高齢者医療保険料等負担金など、合計で321万4,000円を計上しております。県広域連合より示された確定見込額によるものです。

2、歳入についてご説明いたします。6ページにお戻り願います。2、歳入。歳出の関連により、第1款後期高齢者医療保険料、第1項後期高齢者医療保険料、第1目後期高齢者医療保険料で特別徴収保険料、普通徴収保険料の合計で188万円を計上しております。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金、第1目一般会計繰入金で、1節事務費繰入金から3節療養給付費繰入金まで、合計270万9,000円を減額しております。県広域連合より示された確定見込額によるものです。

第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金において、前年度繰越金の確定に伴い、375万7,000円を計上しております。

第5款諸収入、第2項雑入、第1目雑入において、後期高齢者健診受託収入等を82万4,000円を減額しております。

以上、議案第24号 令和5年度中泊町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について、ご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第25号

○議長（川山光則君） 日程第27、議案第25号 令和5年度中泊町水道事業特別会計補正予算第5号についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

鈴木上下水道課長。

○上下水道課長（鈴木輝文君） 議案第25号 令和5年度中泊町水道事業特別会計補正予算第5号についてご説明申し上げます。

収益的収入の既決予算額を239万8,000円減額し、総額3億3,599万7,000円とし、収益的支出の既決予算額を272万4,000円減額し、総額3億411万3,000円とするものです。

議案書の2ページをお開き願います。補正予算実施計画説明書によりご説明いたします。

それでは、最初に収益的支出についてご説明いたします。第1款水道事業費用、第1項営業費用、第3目受託工事費、15節委託料で、東北農政局の申し入れによる配水管一部移設工事の契約解除に伴い239万8,000円を、第4目総係費、2節職員手当で、人事異動に伴う職員人件費として32万6,000円をそれぞれ減額いたしております。

次に、収益的収入についてご説明いたします。第1款水道事業収益、

第1項営業収益、第2目受託工事収益、1節工事収入で、移設工事契約解除に伴う移設補償金239万8,000円を減額いたしております。

以上、議案第25号 令和5年度中泊町水道事業特別会計補正予算第5号についてご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎日程第28 議案第26号

○議長（川山光則君） 日程第28、議案第26号 中泊町教育委員会委員の任命についてを議題にします。

本案について町長に説明を求めます。
濱舘町長。

○町長（濱舘豊光君） 議案第26号 中泊町教育委員会委員の任命についてご説明申し上げます。

現委員、角田龍二氏の任期が、令和6年5月17日をもって満了することに伴い、後任の委員として、同氏を再任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

角田氏は、令和2年5月に中泊町教育委員会委員に任命されてから、今日に至るまで、当町の教育委員会委員として活躍されており、適任であると存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は同意することに決定しました。

◎日程第29 議案第27号

○議長(川山光則君) 日程第29、議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件を議題にします。

本案について町長に説明を求めます。

濱舘町長。

○町長(濱舘豊光君) 議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるの件についてご説明申し上げます。

現委員、荒関徳勝氏の任期が令和6年6月30日をもって満了することに伴い、後任の委員として葛西成芳氏を推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

葛西氏は、中里地域宮野沢に在住しており、昭和59年から町職員として勤務し、総務課長、教育次長を歴任し、令和4年に退職され、現在も町の再任用職員として行政に携わっております。

これまでの職歴から幅広く行政に精通し、人望も厚く温厚な人柄は、委員として適任であると存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は同意することに決定しました。

◎日程第30 議案第28号

○議長(川山光則君) 日程第30、議案第28号 中泊町小説「津軽」の像記念館に係る指定管理者の指定についてを議題にします。

これは、私に関係する案件になりますので、地方自治法第117条の規定により、除斥となりますので、退場することとし、副議長と議長職を交代いたします。

副議長、お願いします。

(議長、副議長交代)

(議長 川山光則君退席)

○副議長(秋元 隆君) よろしく申し上げます。地方自治法第106条の規定により、議長の職務を行います。

日程第30、議案第28号 中泊町小説「津軽」の像記念館に係る指定管理者の指定についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

下山総務課長。

○総務課長(下山貴子君) 議案第28号 中泊町小説「津軽」の像記念館に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

今回の指定管理者の募集方法につきましては、中泊町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例により、公募したところでございます。

応募のあった指定管理者の選定については、関係課長等13名で構成します「中泊町公の施設に係る指定管理者選定委員会」で審査をしまして、その結果を町長に報告し、指定管理者として選定したもので

あります。

今回、議案提出いたしました案件につきましては、1団体の応募であり、従来の管理団体でありましたので、これまでの管理実績にかんがみまして、この団体を「適当」とであると認めたところでございます。

提出議案書つづりの29ページを御覧願います。議案第28号 中泊町小説「津軽」の像記念館に係る指定管理者の指定について、指定管理者となる団体の名称は、小泊観光協会であります。

指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間であります。

以上、議案第28号 中泊町小説「津軽」の像記念館に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げました。

○副議長（秋元 隆君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（秋元 隆君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（秋元 隆君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（秋元 隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎日程第31 議案第29号

○副議長（秋元 隆君） 日程第31、議案第29号 主要農業施設に係る指定管理者の指定についてを議題にします。

これは、川山議長と沖崎議員に関する案件になりますので、地方自治法第117条の規定により、沖崎議員の退席を求めます。

（11番 沖崎 勲君退席）

○副議長（秋元 隆君） 本案について担当課長に説明を求めます。

下山総務課長。

○総務課長（下山貴子君） 議案第２９号 主要農業施設に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

今回の指定管理者の募集方法につきましては、中泊町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例により、公募したところでございます。

応募のあった指定管理者の選定については、関係課長等１３名で構成します「中泊町公の施設に係る指定管理者選定委員会」で審査をしまして、その結果を町長に報告し、指定管理者として選定したものであります。

今回、議案提出いたしました案件につきましては、１団体の応募であり、従来の管理団体でありましたので、これまでの管理実績にかんがみまして、この団体を「適当」であると認めたところでございます。

提出議案書つづりの３０ページを御覧願います。議案第２９号 主要農業施設に係る指定管理者の指定について、指定管理者となる団体の名称は、株式会社アクトプランであります。

指定期間は、令和６年４月１日から令和９年３月３１日までの３年間であります。

以上、議案第２９号 主要農業施設に係る指定管理者の指定についてご説明申し上げました。

○副議長（秋元 隆君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（秋元 隆君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（秋元 隆君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第２９号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（秋元 隆君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号は原案のとおり可決されました。

川山議長と沖崎議員の入場を許可します。

議長職を交代します。

(議長、副議長交代)

(議長 川山光則君、11番 沖崎 勲君
入場)

○議長(川山光則君) 12時を過ぎていましたが、会議を続けますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

◎日程第32 議案第30号

○議長(川山光則君) 日程第32、議案第30号 工事請負変更契約の締結についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

藤本環境整備課長。

○環境整備課長(藤本雅久君) 議案第30号 工事請負変更契約の締結について、ご説明申し上げます。

議案つづりの31ページを御覧願います。当該変更契約は、工事番号第31号中泊町一般廃棄物最終処分場災害復旧工事の契約金額を変更するものでございます。

令和5年9月定例会において契約に関する議案を可決していただき、その後工事に着手し、令和6年4月から一般住民の直接搬入再開に向けて建設を進めているところです。

変更内容としましては、残土処分地の変更に伴い運搬距離が短くなったことによる減額、また現地精査による舗装の復旧面積や防護柵工の増額などが主な要因であり、精査した結果、64万2,400円の減額となりました。

これらの理由により、契約金額の変更をするものでございます。

以上、議案第30号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

○議長(川山光則君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎日程第33 議案第31号

○議長（川山光則君） 日程第33、議案第31号 工事請負変更契約の締結についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

藤本環境整備課長。

○環境整備課長（藤本雅久君） 議案第31号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

議案つづりの32ページを御覧願います。当該変更契約は、工事番号第25号下前海岸2号線道路災害復旧工事の契約金額を変更するものでございます。

令和5年7月臨時会において契約に関する議案を可決していただき、その後工事に着手し、令和6年3月中の通行再開に向けて復旧を進めているところです。

変更内容としましては、地盤改良工において地盤支持層が想定より高い位置にあったため施工数量が減となり減額、また現地精査による擁壁工の増額や排水構造物工の減額などが主な要因であり、精査した結果、65万100円の減額となりました。

これらの理由により、契約金額の変更をするものでございます。

以上、議案第31号 工事請負変更契約の締結について、ご説明申し上げます。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 3 1 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 1 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 3 4 議案第 3 2 号

○議長（川山光則君） 日程第 3 4、議案第 3 2 号 工事請負変更契約の締結についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

田中教育課長。

○教育課長（田中綾人君） 議案第 3 2 号 工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。

提出議案書つづりの 3 3 ページを御覧願います。本議案は、工事番号第 1 8 号旧小泊中学校校舎解体工事の契約金額を変更するものでございます。

本工事については、令和 5 年 6 月議会定例会において契約に関する議案を可決していただき、工事に着手いたしました。

その後、1 2 月の議員説明会でもご説明いたしましたとおり、屋上防水シートのアスベスト含有が発見されたことにより工期変更を余儀なくされましたが、本年 3 月 2 0 日完成に向けて解体工事は順調に進んでおり、予定どおり終了する見込みとなっております。

契約金額の変更内容としましては、先ほど申し上げた屋上防水シートのアスベスト含有が確認されたことにより、施工方法が変更となり、排出された産業廃棄物の数量が変更・確定しました。

その発生材の積込・運搬・処分費の変更等の増減額を精査しまして、3 4 4 万 5, 2 0 0 円の追加となりました。これらの理由により、契約金額の変更をするものでございます。

以上、議案第 3 2 号 工事請負変更契約の締結についてご説明いたしました。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第３２号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第３２号は原案のとおり可決されました。

◎日程第３５ 議案第３３号

○議長（川山光則君） 日程第３５、議案第３３号 債権の放棄についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（山中哲哉君） 議案第３３号 債権の放棄について、ご説明申し上げます。

提出議案つづりの３４ページを御覧願います。本議案は、旧鮎種苗供給センターの土地賃貸借契約及び町有財産貸付契約に基づく賃借料について、消滅時効の期間を満了しているため、債権を放棄するに当たり、地方自治法第９６条第１項第１０号の規定に基づき、提案するものであります。

１、債権の名称は、旧鮎種苗供給センター土地賃貸借契約及び町有財産貸付契約に基づく賃借料になります。

２、債務者は、青森県東津軽郡平内町大字稻生字久慈１０番地２、北日本海洋開発株式会社であります。

３、債権金額は、賃借料（土地・建物）で２３万９，５５２円であります。

以上、議案第３３号 債権の放棄についてのご説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。
議案第３３号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３３号は原案のとおり可決されました。

◎日程第３６ 議案第３４号

○議長（川山光則君） 日程第３６、議案第３４号 債権の放棄についてを議題にします。

本案について担当課長に説明を求めます。

山中水産商工観光課長。

○水産商工観光課長（山中哲哉君） 議案第３４号 債権の放棄について、ご説明申し上げます。

提出議案つづりの３５ページを御覧願います。本議案は、旧鮑種苗供給センターの土地賃貸借契約及び町有財産貸付契約に基づく賃借料及びこれに係る遅延損害金並びに賃料相当損害金、訴訟費用について、相手方が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、今後の回収が見込めないため、債権を放棄するに当たり、地方自治法第９６条第１項第１０号の規定に基づき、提案をするものであります。

１、債権の名称は、旧鮑種苗供給センター土地賃貸借契約及び町有財産貸付契約に係る賃借料及び遅延損害金並びに賃料相当損害金、訴訟費用になります。

２、債務者は、青森県東津軽郡平内町大字稻生字久慈１０番地２、北日本海洋開発株式会社であります。

３、債権金額は、賃借料（土地・建物）で１２９万８，１７４円、

賃借料に係る遅延損害金及び賃料相当損害金 7 万 2 千 1 円、訴訟費用 1 万 1 千 2 百 7 十 5 円となり、合計で 3 万 1 千 5 百 2 千 8 百 0 円です。

以上、議案第 34 号 債権の放棄についてのご説明といたします。

○議長（川山光則君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

議案第 34 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 37 発議第 1 号

○議長（川山光則君） 日程第 37、発議第 1 号 中泊町議会基本条例の制定についてを議題にします。

本案は、令和 5 年第 2 回定例会において議会活性化特別委員会に付託していた案件になりますので、委員長に報告を求めます。

秋元隆委員長。

（議会活性化特別委員長 秋元 隆君登壇）

○議会活性化特別委員長（秋元 隆君） 委員長報告をいたします。

本委員会は、令和 5 年第 2 回定例会において設置され、付託されました事件については、委員会を 3 回、先進地視察を 2 回、計 3 か所、全議員を対象にした研修会を 1 回、全議員が自由に意見交換できる場も設置したほか、特別委員会委員による自由討議を活発に実施し、検討を重ねてきました。

人口減少と少子高齢化、自主財源に乏しい我が町の財政状況、全国的な議員のなり手不足問題など、我が町を取り巻く環境が厳しい中で

持続可能な町政の発展を目指すため、議員が活発な議論を交わし、さらには町民主権を尊重していく中泊町議会基本条例を委員会審査報告書のとおり策定し、全会一致をもって制定すべきものと決定しました。

なお、本委員会は、議会の活性化のために必要と認められる調査研究を引き続き行うことも決定しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（川山光則君） お諮りします。

本案については議会内で協議を願った件でありますので、説明、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第38 発議第2号

○議長（川山光則君） 日程第38、発議第2号 議員派遣についてを議題にします。

本案については、議員の限られた会期中の活動に加え、調査や研修等、また国や県等に対しての要請活動など、議会において必要があると認めるときは議員の派遣ができるよう提案するものであります。

お諮りします。本案については説明、質疑及び討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（川山光則君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については説明、質疑及び討論を省略することに決定しました。

発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第39 次期議会の会期日程及び議会運営に関する
事項について

○議長(川山光則君) 日程第39、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項についてを議題にします。

お諮りします。次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(川山光則君) 異議なしと認めます。

したがって、次期議会の会期日程及び議会運営に関する事項については、閉会中の審査事項とし、議会運営委員会に付託することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長(川山光則君) 今定例会に上程されました全議案について長時間にわたり慎重にご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして令和6年第1回中泊町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 零時23分

上記会議のてん末を記載しその相違ないことを証するため
ここに署名する。

議 長 川 山 光 則

副 議 長 秋 元 隆

署名議員 成 田 直 人

署名議員 塚 本 悦 子